

平成25年度 第10回理事会

日 時 平成26年3月25日(火) 15:30～

場 所 特別会議室

I. 議 題

1. 平成26年度計画(案)について
2. 当面の職員採用スケジュール(案)について
3. 森林農地整備センター職員募集のお知らせ(案)について
4. 森林農地整備センター入札監視委員会の廃止について(案)

II. 報 告

1. 邑智西部区域特定中山間保全整備事業の完工式について
2. 監事監査報告について
3. 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会について
4. その他

資 料

- I-1 平成26年度計画(案)(非公表)
- I-2 当面の職員採用スケジュール(案)(非公表)
- I-3 森林農地整備センター職員募集のお知らせ(案)
- I-4 森林農地整備センター入札監視委員会の廃止について(案)
- II-1 邑智西部区域特定中山間保全整備事業の完工式について
- II-2 監事監査報告I、II
- II-3 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会について
- II-4 主要行事(2014年2月14日～3月24日)

独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター
職員募集（平成27年4月1日付け採用）のお知らせ(案)

独立行政法人森林総合研究所では、下記のとおり一般職員（技術系）の募集を行います。
今回の採用予定数、応募条件、選考方法等は下記のとおりです。
なお、森林総合研究所では男女共同参画を推進しています。女性の積極的な応募をお待ちしています。
（採用日は、平成27年4月1日。ただし、調整の上、平成26年度中途の採用もありえます。）

記

1 採用予定数

8名程度

2 職務の内容

森林農地整備センターが行う水源林造成事業等に関する業務

(注)研究職ではありません。

3 応募条件（以下の条件を全て満たす者）

- (1) 昭和59年4月2日以降に生まれた者
- (2) 大学、高専、短大、専門学校を卒業した者又は平成27年3月までに卒業見込みの者で、原則として森林・自然環境系の学科(森林科学、生物資源環境学等)を専攻又は履修した者
- (3) 全国転勤可能な者
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない者
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 懲戒免職又はこれに相当する処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 四 日本の国籍を有しない者

4 選考方法

- (1) 1次試験 一般教養【60分】（多肢選択式：言語・数理・状況判断・論理・社会的常識等）
専門試験【50分】（多肢選択式：森林科学に関する専門的知識等）
論文試験【50分】（記述式：水源林に関する専門的知識等）
 - ・試験日時 平成26年6月28日(土)
12:30(集合) 13:00(試験開始)～16:00(試験終了)
 - ・試験会場 札幌市、仙台市、川崎市、名古屋市、京都市、岡山市、福岡市
会場等の詳細については、6月中旬頃に応募者に御案内します。
 - ・1次試験合格発表7月上旬 合否にかかわらず1次試験受験者全員に郵送で通知(注)応募者多数の場合は、書類選考を行う場合があります。
- (2) 2次試験 人物試験（個別面接）
 - ・試験日時 平成26年8月2日(土) (注)時間等は個別に連絡
 - ・試験会場 神奈川県川崎市（森林農地整備センター本部）
 - ・最終合格発表9月上旬 合否にかかわらず2次試験受験者全員に郵送で通知

5 勤務地

森林農地整備センター本部（神奈川県川崎市）のほか、北海道から九州までの全国各地にある整備局、水源林整備事務所

（注）北海道から九州まで全国各地の事務所等へ転勤があります。

6 給与

独立行政法人森林総合研究所職員給与規程に基づき支給

大学卒初任給 月20万円程度（ただし、採用前の職歴等により経験年数分加算あり）

（上記のほか、支給要件を満たす場合、扶養、地域、住居、通勤、期末・勤勉手当等あり）

7 勤務時間・休暇

勤務時間は8時30分から17時15分（本部及び関東整備局は9時から17時45分）の1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇があります。

8 提出書類

(1) 履歴書 当センターホームページ(<http://www.green.go.jp/>)掲載の指定様式

（注）メールアドレスがあれば必ず記載してください。また、顔写真は必ず添付してください。

(2) 1次試験合格者については、下記書類を2次試験前までに提出。なお、大学院修了（見込み）者の場合は大学の証明書も併せて提出

① 最終学歴の卒業証明書（卒業見込証明書）

② 最終学歴の成績証明書

9 応募書類の提出先

封筒に朱書きで「一般職員採用応募書類在中」と明記の上、下記まで送付してください。

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

<送付先> 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2 興和川崎西口ビル11F
独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター 管理部労務課人事係

10 応募締切

平成26年6月6日（金）（17時必着・締切日厳守）

申込みは、郵送又は直接持参の方法によります。

11 その他

年金・健康保険については共済組合制度加入

受験に際して発生する旅費・宿泊費等は、応募者の自己負担とします。

応募書類は返却しません。なお、記載されている個人情報については、本採用試験以外には使用しません。

12 問い合わせ先

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2 興和川崎西口ビル11F

独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター 管理部労務課人事係

担当：園田、飛鳥川

Tel：044-543-2504

E-Mail：center-jinji@green.go.jp

森林総合研究所森林農地整備センター 入札監視委員会の廃止について(案)

1. これまでの経緯

- (1) 入札監視委員会は、工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る契約
手続等の透明性の確保を図るため、「契約事務取扱規程」に基づき、平成20
年度から本所及び森林農地整備センター(以下、「センター」という。)それぞ
れに設置されたところである。
- (2) 旧緑資源機構に係る入札談合の防止等を図る観点から、平成19年に農林
水産省に「緑資源機構の入札監視のための委員会」(平成20年以降は「セン
ターの入札監視のための委員会」)が設置され、センター入札監視委員会が
適正に行われているかどうかの確認が行われている。
- (3) センター及び本所の平成20年度からこれまでの審議状況については別紙
のとおりである。

2. 平成25年度の状況

- (1) 本年度、公共(建設)工事を実施している「邑智西部」区域の発注が第3四
半期で終了したことから、平成26年1月15日にセンター入札監視委員会を
開催した。
- (2) 農林水産省の「センターの入札監視のための委員会」は3月18日に開催
された。

3. 平成26年度以降の状況

「邑智西部」区域が平成25年度で完了し、平成26年度以降、センターに
おける公共(建設)工事は発生しない。

なお、庁舎、宿舍の営繕工事が発生する可能性はあるが、当面、想定され
ない。

4. 今後の対応方針

- (1) センターの入札監視委員会を平成25年度末をもって廃止する。
- (2) 「契約事務取扱規程」及び「本所入札監視委員会設置要領」を改正し、入
札監視委員会を一本化する。
- (3) 営繕工事等で審議対象となる案件が発生した場合には、統合された委員
会で審議する。

なお、センター入札監視委員会の廃止に伴い農林水産省に設置されている
「センターの入札監視のための委員会」は開催されないこととなる。

入札監視委員会の審議状況(推移)

森林農地整備センター

(単位:件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1回審議	30	36	8	16	34	6
第2回審議	56	60	45	10		
第3回審議	79	45	22	5		
第4回審議	54	21	16			
計	219	162	91	31	34	6

本所

(単位:件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1回審議		30	13	21	32	25
計		30	13	21	32	25

邑智西部区域特定中山間保全整備事業の完工式について

独立行政法人森林総合研究所が、旧緑資源機構から承継した特定中山間保全整備事業の最後の区域である「邑智西部区域」が、平成25年度に工事完了の運びとなり、完工式を実施しました。

1 邑智西部区域特定中山間保全整備事業の概要

- ・ 目的 森林整備、農用地整備、基幹農林業用道路の整備等を一体的に実施することにより、土地利用の向上、労力の軽減及び農林業所得の増大を図るとともに、適切な管理が行われていない森林及び耕作放棄地の増加を防止し、森林及び農用地が有する国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能の維持増進を図る。
- ・ 工期 平成19年度～平成25年度（森林整備完了 おおむね2066年度）
- ・ 事業費 127億円
- ・ 関係市町 島根県浜田市、江津市、邑南町
- ・ 事業内容 区画整理 39ha、客土 22ha、暗渠排水 80ha、農業用排水施設 21km、ため池整備 1カ所、基幹農林業用道路 9.1km、林地転換 1ha、附帯工（鳥獣害防止施設 4.9km）

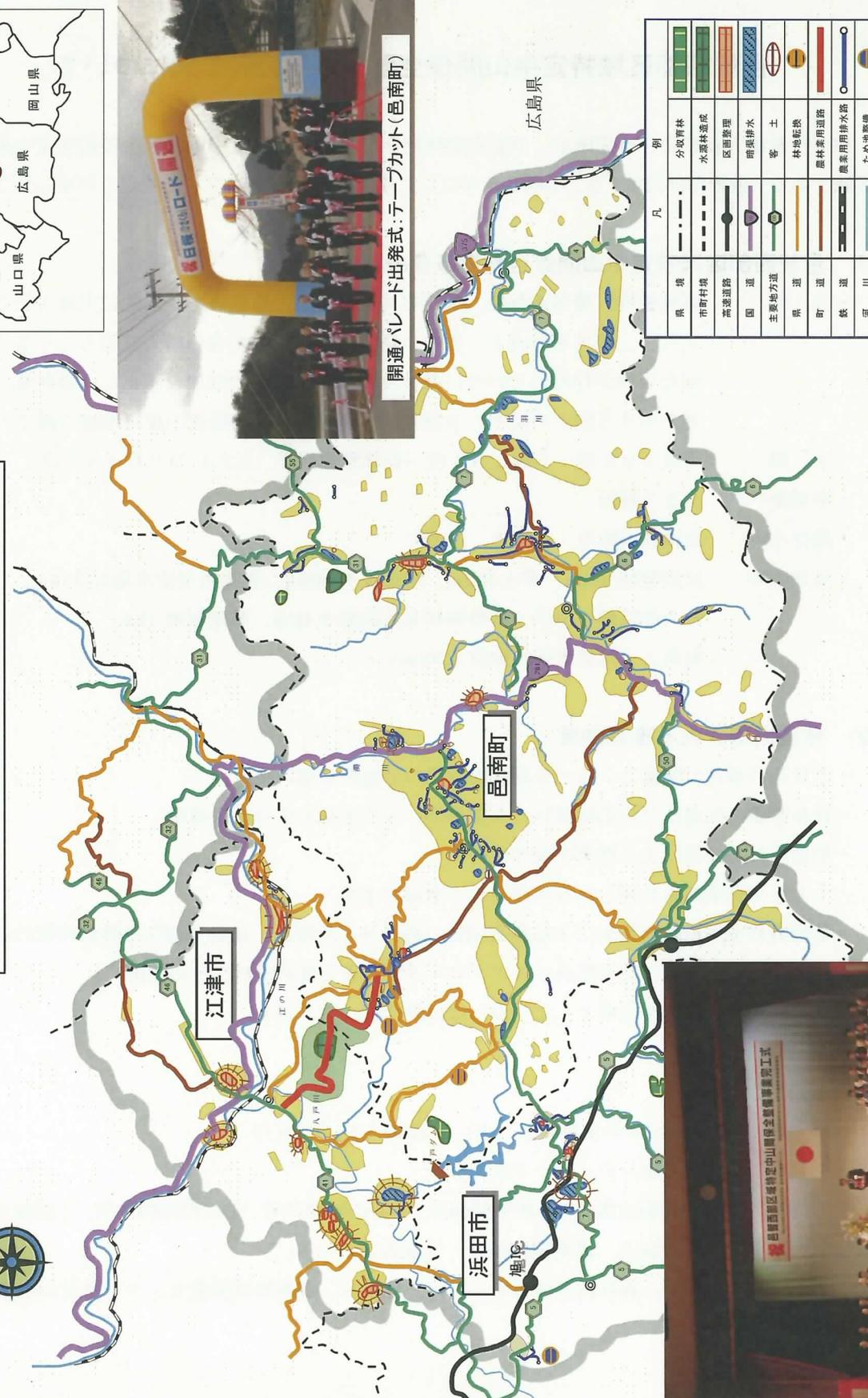
2 今後期待される事業効果

- ・ 造林及び森林の整備による水源涵養機能等の公益的機能の発揮
- ・ 森林整備の促進及び作業機械等の大型化等による木材生産の維持増進
- ・ 整備されたほ場による農業生産性の向上
- ・ 法人化や企業参入を通じた6次産業化の取組の進展
- ・ 基幹農林業用道路の整備による農畜産物の輸送等の合理化、通勤や通院等移動時間の短縮に伴う利便性の向上、交流拠点へのアクセス向上による都市農村交流の促進
- ・ 地域の幼児、児童を対象とした「田んぼ体験活動」等の定着

3 完工式

- ・ 期 日 平成26年3月8日（土） 15時～16時10分
- ・ 会 場 江津市コミュニティセンター
- ・ 招待者 地元国会議員、島根県関係者、受益市町関係者、中国四国農政局、土地改良区、森林組合、農業協同組合、受益者ほか
なお、森林総合研究所からは、理事長、森林農地整備センター所長が出席

邑智西部区域 概要図



凡	例
県境	分取育林
市町界	水源林造成
高速道路	区画整理
国道	暗渠排水
主要地方道	客土
県道	林地転換
町道	農業用排水路
鉄道	農業用排水路
河川	ため地整備
役場	鳥獣害防止施設
区域界	森林管理道
	農業管理道





平成26年 3月19日

独立行政法人 森林総合研究所
理事長 鈴木 和夫 殿

独立行政法人 森林総合研究所
監事 滑志田 隆
監事 西田 篤實



監事監査報告書 I

監事監査規程第7条第1項及び監事監査実施要領第7に基づき、下記のとおり平成24事業年度決算及び平成24、25年度の業務に関して監事監査の結果をまとめたので報告する。

記

- 1 被監査部門名
研究開発部門
- 2 対象課題及び参集範囲
 - 1) 中期計画の『第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置』の中の「地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究」に係る重点課題である「E. 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発」、「F. 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発」及び「林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究」に係る重点課題である「H. 高速育種等による林木の新品種の開発」について
【研究課題群責任者、プロジェクト課題、研究項目の責任者】
 - 2) 内部統制について【内部統制に係わる業務の責任者】
 - 3) 保有資産の管理・運営について【資産の管理・運営に関する業務の責任者】
 - 4) 入札・契約について【入札・契約に係わる業務の責任者】
 - 5) 研究協力について【研究協力に関する業務の責任者】
 - 6) 男女共同参画推進について【男女共同参画推進に係わる業務の責任者】
 - 7) 実地監査について
【九州支所、九州育種場、四国支所、関西育種場四国増殖保存園、西表熱帯林育種技術園の責任者】
- 3 監査の事項
 - 1) 研究課題における研究の目的、達成成果とアウトカム
 - 2) 研究実行課題、研究項目（プロジェクト課題）、研究課題群の各段階における連携、調整
 - 3) 研究資源の投入状況、上位段階へのアウトカムの収斂、研究管理



- 4) 内部統制に関わる取組状況
 - 5) 保有資産の管理状況及び見直し状況
 - 6) 契約における随意契約見直しを含む入札・契約の実施状況、情報開示の状況
 - 7) 研究協力に対する取組状況
 - 8) 男女共同参画推進に対する取組状況
 - 9) 九州支所の研究状況と保有資産の現況
 - 10) 四国支所の研究状況と保有資産の現況
 - 11) 九州育種場における育種事業の実施状況と保有資産の現況
 - 12) 関西育種場四国増殖保存園の育種事業の実施状況
 - 13) 西表熱帯林育種技術園の育種事業の実施状況と保有資産の現況
- 4 監査の区分及び種類
業務監査及び会計監査による定期監査
 - 5 監査対象期間
平成 24 年度及び 25 年度の一部
 - 6 監査日程
平成 25 年 7 月～平成 26 年 2 月（別紙 平成 25 年度監査実施日程表参照）

7 監査実施結果等

1) 全体の状況

独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）の第 3 期中期計画（平成 23～27 年度）における課題の目標達成に向けた取組が適切に実施され、国民の期待に沿っているかどうかについて書面及びヒアリング並びに実地による監査を実施した。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（平成 22 年 11 月 26 日政委第 30 号）」等に基づく取組状況についても監査を実施した。監査結果の概要は以下のとおりである。

- 中期計画に示された「地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究」に係る重点課題（E. 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発、F. 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発）及び「林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究」に係る重点課題（H. 高速育種等による林木の新品種の開発）について、第 3 期中期計画の目標達成に向け研究成果の達成度、推進体制、推進状況等を監査した結果、十分な成果が得られていることを確認した。引き続き重点課題を進めるとともに、成果の公表と社会への成果の還元に努められたい。
- 業務運営の効率化については、研究開発部門では平成 23 年度予算比で一般管理費の 3%及び業務経費の 1%の合計に相当する額の削減目標に対し、各々 3.6%、1%の削減を達成していることを確認した。引き続き、業務の優先度を考慮しつつ、予算の計画的執行等により経費の削減に努められたい。

- 給与水準の適正化については、国家公務員とほぼ同水準（平成24年度のラスパイレス指数については、事務・技術職員99.5、研究職員98.1）であり、適正であることを確認した。今後とも適正水準を維持するよう努められたい。
- 保有資産の見直しについては、今中期計画期間中に国への返納等が予定されている2カ所の実験林（宇治見実験林、島津実験林）、及び、返納等の検討を進めることとされている実験林（連光寺実験林）について進捗状況を監査した結果、確実に手続きが進められていることを確認した。今期中に案件が実施されるよう引き続き努力されたい。
- 保有資産の管理については、実物資産について3資産（木質バイオエタノール実証プラント及び事務所棟、キュービクル上家）の除却処分がなされており適切な管理がなされていた。今後とも管理に十分な努力をされたい。
- 契約の点検・見直しに関しては、見直し計画に比べ「競争性のない随意契約」は件数・金額とも大きく下回っていた。「一者応札・応募」についても特別の理由のあるものを除き、減少した。今後とも着実に成果を上げるよう実施されたい。
- 内部統制の状況については、PDCAサイクルによる業務に関わるリスクの抽出、評価、対応計画の策定、実施を行う等の取組が着実に行われており、またリスク項目の整理を通じた効率化も図られている。サイクル開始時期を早める等、今後とも内部統制の充実・強化に取り組まれたい。
- コンプライアンスの取組みについては、外部有識者を含めた本所コンプライアンス委員会を設置して活動計画を策定し、各種研修を通じて行動規範等の徹底を図るとともに、外部講師による講演会、他組織におけるコンプライアンス違反の事例を参考に啓発活動を行うなど努力していることを確認した。特に、著作権の理解を深めるため各種資料を作成配布して全役職員に対して周知徹底を図っている。引き続きコンプライアンスの意識の徹底・向上に努力されたい。
- 情報セキュリティについては、教育研修を通じて職員の意識向上を図るなど従前から改善に努めていたが不十分な点があった。平成25年8月にIDとパスワードが盗まれ、不審メールの大量送信事案が発生したことに鑑み、緊急の講習会を開催し役職員全体（非常勤職員を含む）の意識レベル向上や具体的事案への対応策の徹底が図られた。今後、このような問題を生じないよう研修方法等を含め改善の努力をされたい。
- 研究協力については、国内の関連団体に研究成果を積極的に発信するとともに、開発国支援については職員の派遣、研修生の受け入れ等を通じて協力的体制を進めていることを確認した。先進国との共同研究の推進についても今後、更に努力を重ねられたい。
- 男女共同参画推進については、女性職員の働きやすい環境整備に努め、出産、育児、介護等に対する積極的援助を行っていることを確認した。今後とも、女性職員が働きやすい職場環境の維持発展に努められたい。
- 九州支所、四国支所においては、中期計画の達成に向けて適切な研究が行われていることを確認した。また書面監査によって契約事務及び保有資産に

係わる管理台帳もチェックし、適切に処理されていることを確認した。また、産学官連携を図るため、国有林（森林管理局等）、県、市町村、育種場、森林農地整備センター（以下「整備センター」という。）との連携も着実に進んでいることを確認した。

- 九州育種場、関西育種場四国増殖保存園、西表熱帯林育種技術園においては、中期計画の達成に向け、第2世代のスギ・ヒノキの選抜、マツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発、テリハボク等の育種で研究実績を上げていることを確認した。また書面監査によって契約事務及び保有資産に係わる管理台帳もチェックし、適切に処理されていることを確認した。

なお、詳しい監査結果、状況分析と課題整理については、以下の詳説において指摘することとする。

詳 説

本監査対象は、研究所の業務のうち、主として研究開発部門の業務を対象として監査を実施した。監査は年度当初に定めた監事監査計画（平成25年4月19日提出）に基づき、研究コーディネータ、課題責任者、各業務担当責任者から業務の実施状況を聴取し、関係書類を検分するとともに、支所、育種場の研究実施状況、保有資産の現況等の監査を行った。研究所理事会に出席するとともに、会計監査人、入札監視委員会、監査室との連携を図った。会計監査人からは監査の基本方針や手続き等の説明を受けるとともに定期的に往査結果の報告を受けた。

1. 研究課題の推進状況

監査対象とした3課題は、地球温暖化防止、国土保全、水資源涵養、及び優良な林木品種の開発にターゲットを絞り、森林に求められる地球温暖化防止機能の発揮・向上、気象災害の発生予防・対策、水源涵養機能等の向上を進める上で重要な位置を占めている。研究予算は交付金一般研究費、交付金プロジェクト、農林水産技術会議の研究資金、科研費等、多岐にわたっている。以下に重点課題毎に監査結果を述べる。

E. 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発

北方系落葉広葉樹の光合成生産をシミュレーションモデルで検討し、地球温暖化による気温上昇、二酸化炭素濃度の倍増に伴う成長量の変動を予測した。熱帯林での森林劣化を広域で把握するため、衛星観測によって森林の3次元構造をとらえる手法や広域の森林バイオマスを推定する手法を開発した。また、熱帯林保全の新しい仕組みを移行するため、技術面での手引きとなる解説書「REDD プラス・クックブック」を刊行し、さらに炭素のクレジット化のための算定指針を示した「REDD プラス実施ガイドライン」を提案した。

以上のような研究成果を出すとともに、REDD プラスという国際的な事業の進展に貢献するなど研究所の国際的評価を高める努力を行っている。今後とも成果の着実な進展とともに、積極的な成果の発信に努められたい。

F. 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発

間伐が水流出特性に与える影響を明らかにするとともに、作業路開設に伴う土砂流出抑制のための手引書を作成し、実用的な対策技術の普及を行った。また、福島第1原発事故による森林の放射能汚染対策に関しては、森林内の放射性セシウム蓄積状況の変化や森林からの再拡散状況等、森林内外への放射線影響を監視し、関連情報の公表に努めた。森林の防災機能に関しては、深層崩壊の前兆現象を把握するため、既存の航空写真や衛星データを使ったモニタリング技術を開発した。

以上のような研究成果を、都道府県等地方公共団体や林業関係団体等への広報を今後とも積極的に進められたい。放射能汚染対策については引き続き重点的に対応されたい。

H. 高速育種等による林木の新品種の開発

林木の新品種開発は、目標とした45品種を上回る49品種を開発した。特にマツノザイセンチュウ抵抗性品種では、抵抗性品種同士を交雑した第2世代の抵抗性品種を5品種開発した。また、エリートツリーの開発を推進するため、第2世代の候補木の選抜を進めるとともに、第3世代精英樹の育成に向けて、スギ第2世代精英樹候補木間の人工交配を実施した。育種技術の開発については、林木育種の高速化に資するDNAマーカー開発のために、33万のスギのDNA情報の収集と表現型データの取得を進め、さらに、耐風性に優れたテリハボクの開発では、台湾及び沖縄産の90家系による検定林の調査を進め、成長について産地間及び家系間で有意差を確認した。また、台湾、沖縄、小笠原の地域間で遺伝的な分化が見られることなどを明らかにした。

以上のような成果をさらに重点的に進めて第3世代の精英樹の作出を高速化するとともに、都道府県等への育種苗の迅速な配布についても今後とも努力されたい。また、国内外の研修についても積極的に進められたい。

2. 契約の実績と改善の方向について

1) 契約監視委員会による審査

平成24年度分について、監事の業務監査に加える形で契約監視委員会において総括的な審査（平成25年9月27日開催）を行い、妥当であるとの結論を得た。

○総数

審査対象となった契約総数は281件（研究開発202件、水源林造成事業等（以下「水源林」という）79件）、総金額は47.19億円（研究開発28.79億円、水源林18.40億円）であった。平成20年度の実績に比べて455件、131.08億円の減少。水源林の事業の縮小（件数で244件、金額で127.46億円の減少）による影響が大きな要因となっている。

○競争性のない随意契約の状況について

平成24年度の競争性のない随意契約は件数で60件（研究開発33件、水源林27件）、金額で2.17億円（研究開発1.78億円、整備センター0.39億円）であった。平成21年11月17日付け閣議決定に基づく随意契約見直し計画に掲げた

競争性のない随意契約の目標件数 217 件、金額 12.25 億円を共に大きく下回り、見直し計画を達成した。なお、競争性のない随意契約 60 件のうち 42 件は、会計法等の規定により随意契約によることができるとされている場合に相当する契約であった。残り 18 件は研究の一部を大学等に委託したものが該当した。

○一者応札・応募の改善状況について

不落・不調の随意契約を除いた平成 24 年度の競争性のある契約は件数で 214 件、金額で 43.56 億円であり、このうち件数で 83 件 (38.8%)、金額で 20.51 億円 (47.1%) が一者応札・応募となった。整備センターの事業が大きく減少する一方で、理化学器機の購入やメンテナンス等の専門性の高い調達では競争性が発揮されにくかった。なお、平成 20 年度の競争性のある契約は全体で 478 件・155.29 億円であり、この内一者応札・応募は件数で 188 件 (39.3%)、金額で 29.07 億円 (18.7%) の実績であったことと比較して、顕著な改善が見られた。

2) 契約の適正化に向けた対応

平成 25 年度第 1 四半期に 2 年連続して一者応札・応募となった契約 2 件(研究開発 1 件、水源林 1 件)が報告された。これらの契約については「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて(平成 24 年 9 月 7 日総務省行政管理局長事務連絡)の主旨を反映した対応が求められる。具体的には入札における十分な競争性を確保するため、入札説明書受領者で応札・応募しなかった業者に対するアンケート調査を継続し、その結果を踏まえた入札方法の改善になお一層努められたい。また、一者応札・応募等に係る改善方策を進め、その削減に向けて努力を継続することを求めたい。なお、一者応札にならざるを得ないと判断される案件については、今後の総務省における議論も踏まえつつ、随意契約とする検討も必要である。

3) 研究開発部門の契約の改善状況

研究開発部門における平成 24 年度の競争性のある契約のうち、2 年連続一者応募・応札となった案件は 23 件であり、平成 23 年度の同様案件 46 件と比べ、顕著な減少を確認した。これは、積極的に複数年契約を推進したことによるもの、事業が終了する等の事由により契約が無かったもののほか、平成 24 年度に公告期間の延長、仕様書の見直し、公告場所の拡大等の対策を実施した結果、複数者の応札に移行した案件が 8 件あったためであり、評価できる。

研究開発部門における平成 25 年度前半期(4 月～9 月)における競争性のある契約は 49 件・9.5 億円であり、このうち、件数で 18 件、金額で 3.4 億円が一者応札・応募となった。その内訳は、研究用機器、薬品等の購入・改良が 12 件で 49,397 千円、試験研究委託が 2 件で 29,765 千円、工事、設計が 3 件で 253,575 千円、標本室害虫駆除が 1 件で 1,313 千円であり、前年度同期(29 件 16.2 億円)と比較して、一者応札・応募は大きく減少していることを確認した。

研究用機械・施設保守、会計システム等ネットワーク関係保守等は、専門性・特殊性が高いた契約であり、複数者の応札とすることは難しい面があるが、今後とも、現在行っている対応策を継続し、競争性の確保に努めることが求め

られる。

3. 保有資産管理について

保有資産の管理については、実物資産について施設整備・運営委員会や減損審査委員会等で評価を行い、平成24年度には3資産を除却処分とし、会計処理は、損益内処理が2件（木質バイオエタノール実証プラント及び事務所棟）、残る1件（キュービクル上家）は損益外処理としている。全般的に適切な管理がなされており、今後とも効率的な管理を願いたい。

保有不動産については、活用計画、使用実績の作成・整備や周辺住民との関係に配慮し、偶発的事故が起きないように現地表示等にも努力している。今中期計画期間中に国への返納等が予定されている2カ所の実験林（宇治見実験林、島津実験林）、見直しの検討対象とされている連光寺実験林についての確に手続きが進められていることを確認した。他の実験林等についても今後とも効率的な利用と不断の見直しを進められたい。

4. 内部統制の充実に向けたリスク・リストの分析と対応

独立行政法人においては、平成19年度の独立行政法人整理合理化計画を始まりとして、継続的に内部統制・リスクマネジメントの構築が要請されるとともに、法制化が進められている。これを受けた森林総合研究所リスク管理について、企画・総務担当理事からヒアリングを行った。その結果、「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」報告書（平成22年3月、総務省行政評価局）等を参考にした適切な取組が行われていることを確認した。具体的な取組経過は以下のとおりである。

当研究所は平成22年度以降、140項目から成る内部統制強化のためのリスク・リスト表を作成し、85組織単位（つくば本所：44、林木育種センター：13、整備センター：28）毎に、重要と思われるリストについて「リスク課題」と「リスクへの対応」の自主的報告をとりまとめた。

平成24年度においては、従来リストを整理・統合して99項目からなるリスク・リスト表を新たに作成し、85組織単位毎に調査を継続し、「行政との連携」、「種苗の生産と配布」、「契約地の管理」及び「効果的な広報の推進」の4項目を「優先して対応すべきリスク」に選定し、それぞれリスク対応計画を立て、改善に努めた。

平成25年度においては、「リスク対応計画」の取組をこれまでの9月スタートから5月に前倒し、各職場単位におけるリスク点検日数や対応実施日数を大幅に確保し、内部統制の強化に向けた一層の取組効果を期待した。99のリスク項目を森林総研の業務特性と現状を踏まえて、①業務の有効性・効率性、②法令等の遵守、③資産の保全、④財務報告等の信頼性の4項目を念頭に、93項目からなる新たなリスク・リスト表を作成した。9月の運営・戦略推進委員会において、頻度数、重要性及び現状を分析・評価した結果、「組織間及び職員間のコミュニケーション」、「情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備」、「育種苗供給への貢献」及び「技術の高度化」の4項目を優

先して対応すべきリスクに選定した。

このうち、本所、林木育種センター及び整備センターの3機関の共通項目は「組織間及び職員間のコミュニケーション」及び「情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備」の2項目である。林木育種センター独自のリスク項目としては「育種苗供給への貢献」、また整備センター独自のリスク項目としては「技術の高度化」を選定し、内部統制の強化に向けて取り組んだ。スケジュール実績は次のとおり。

各職場単位におけるリスク項目の点検（5月～7月）、リスクの選定、リスク対応計画（案）の作成（8月～9月）、リスク対応の実施（10月～3月）、平成25年度リスク対応計画の確定（3月）、PDCAサイクルによる平成25年度リスク対応計画の実施内容に対する点検と改善策（3月）。

5. 給与水準・総人件費への取組

給与水準については、国家公務員における「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して職員給与規程が定められており、給与水準は国家公務員とほぼ同一水準（平成24年度のラスパイレス指数については、事務・技術職員99.5、研究職員98.1）となり、適正である。

総人件費については、中期計画に基づき、平成23年度において、基準年度である平成17年度と比較して6.8%の削減を行っており、引き続き削減に努力している。また、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）を踏まえ、国に準じた給与改訂と平成26年3月までの給与の減額支給措置を行うとともに、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）」に準じて、退職手当を算定する調整率を100分の87（経過措置により段階的に引き下げ）とする見直しを行い、総人件費抑制に取り組んでいる。今後とも引き続き実施されたい。

6. 男女共同参画推進について

男女共同参画推進については、女性職員の働きやすい環境整備に努め、出産、育児、介護等に対する積極的援助を進めている。この活動の契機は文科省の補助事業で女性研究職員が対象となり始まったものであるが、一般職員を含めた幅広い職場環境の改善へと深化させていくことが重要であり、女性職員の採用や管理職員への登用を考慮した人材育成についても配慮して進められたい。

7. 研究協力の推進について

国内の関連機関（森林技術総合研修所、他独法、都道府県等地方公共団体、国立大学法人、公益法人、NPO法人等）からの依頼により積極的に研究成果を発信するとともに、関連学会には専門委員、理事等として積極的に学会活動に参加・貢献している。また、開発国支援については職員の派遣、研修生の受け入れ等を通じて積極的に協力体制を進めていることを確認した。先進国との共同研究の推進については実績件数が減少しているため、今後、更に努力を重

ねられたい。

8. 実地監査結果について

- 九州支所においては、研究課題群EとF、すなわち地球温暖化影響評価群と水源涵養・国土保全等を中心とする研究の進捗状況について、支所長及び担当研究者に説明を求め、中期計画の達成に向けて適切な研究が行われていることを確認した。また書面監査によって契約事務及び保有資産に係わる管理台帳もチェックし、適切に処理されていることを確認した。特に、産学官連携の推進の取組では実績を上げていることが注目され、スギ再造林の低コスト化を目的とした育林コスト予測手法や、越境大気汚染物質が西南日本の森林生態系に及ぼす影響の評価と予測などの分野で着実な成果が見られた。試験研究だけではなく技術開発、森林行政のレベルアップに向けての国有林（森林管理局等）、県、市町村、育種場、整備センターとの連携も進んでおり、シカ被害を中心とする有害鳥獣駆除対策の手法確立など、今後、国民に分かりやすく説明できる成果が導かれることを期待したい。補足的な監事意見としては、支所が保有する九州支所実験林は史跡及び自然公園と隣接しており休養目的の一般市民が利用する機会が多いため、景観保全のための整備や安全管理にも引き続き留意されたい。
- 九州育種場においては、重点課題H、すなわち高速育種等による林木の新品種開発の領域で、第2世代のスギ・ヒノキの選抜、初期成長等に優れたスギ品種及びマツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発で実績を上げていることを確認した。スギの精英樹の植栽地を山間部に訪ね、成長調査の様態を実地に見聞し、その育種状況に堅実な成果が見られることを確認した。また、育種場で実施している遺伝子110番事業は、平成16年度より九州に特徴的な暖帯性樹種20件以上の実績を上げたが、当該樹木の里帰り後の5年、10年後の定期的診断などのフォローアップを地元と協同し、その結果を広報するなど、研究成果の普及に資されたい。
- 四国支所においては、支所長及び担当研究者に説明を求め、中期計画の達成に向け、本支所が一体となり課題を遂行し、適切に研究の実施が図られていることを確認した。また書面監査によって契約事務及び保有資産に係わる管理台帳もチェックし、適切に処理されていることを確認した。特に、温暖化緩和技術において木材を建設資材として利用することの効果試算や、森林吸収量把握システムの高度化の進展、REDD推進体制整備を始め海外においても研究が実施されていることを確認した。国有林（森林管理局等）、県、育種場との連携も進んでおり、国民に分かりやすく説明できる成果が導かれることを期待したい。
- 関西育種場四国増殖保存園においては、重点課題Hの「高速育種等による林木の新品種開発」の領域において、関西育種場の中で果たしている役割について説明を受けた。四国地域は太平洋側における育種素材の選別を担っており、日本海側の育種を受け持つ関西育種場山陰増殖保存園と役割分担をしていることを確認した。スギ、ヒノキのエリートツリーの配布を四国では25

年度末から実施するとのことで成長の早い四国の地の利を生かした実績を上げていた。マツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発も順調に進んでいることを確認した。

- 西表熱帯林育種技術園においては、重点課題H「高速育種等による林木の新品種の開発」の中において進められている多様なニーズに対応するための育種技術の開発に関しての取組状況及び国際協力としての研修者等の受け入れ状況について監査を行った。

西表島は95%以上が国有林で占められており、亜熱帯で海岸林にはマングローブが生育する環境であることから育種研究の果たす役割は大きい。現在、技術園では防風効果の高いテリハボクの増殖と遺伝収集に努めており、今後、太平洋諸島の国々への海外技術援助としても重要な役割を持つと考えられるので、今後とも研究を進められたい。また、熱帯地域の重要な造林樹種であるアカシア類の研究も成果を出し、海外研究協力の一環としても成果を上げていた。絶滅危惧植物であるクサミズキ、ワダツミノキの保全についても更なる努力を期待したい。見本園は一般公開しており、見学者が園内を散策しても安全なように十分な整備がなされており、職員構成が少ない中しっかり管理されていた。現在、西表熱帯林育種技術園では育種研究のみだが、亜熱帯の環境を持つ唯一の研究地点であるので、総研の各分野の研究者がより多面的に利用されたい。

9. 理事長に対するヒアリング

業務監査の一環として、研究所が独立行政法人としてのミッションを着実に果たしているか否かを最終的に確認するため、「平成25年度における行政ニーズへの対応内容について」をテーマとして、平成26年2月19日に理事長に対するヒアリングを実施した。研究成果のアウトカム（研究成果の見える化）としての顕著な実績である「低コスト再造林研究」「シカ害対策研究」及び「CLT研究」の3課題を中心として、森林・林業の再生に向けた諸施策を下支えする科学的研究成果が着実に達成され、その上で一層の研究成果を目指す体制補強策も適切に進展していることを確認した。以下、その概要について記述する。

1) 低コスト再造林研究

低コスト再造林研究については、これまでの成果をもとに、多くの成果発表会・講演会で、林野庁、行政関係者、林業関係者に向けて、成果を発信し、普及につなげた。また、各森林管理局と協力して、研究成果をもとに、一貫作業システムの現地実証が進められた。そのうち東北、関東、近畿中国の各局では、森林総研と共同で林野庁事業（低コスト造林等導入促進事業）として採択されている。また、九州、四国、東北、近畿中国、関東それぞれの地域で、県職員・民間への技術講習会などを国有林、県などの行政との共同で行っている。

2) シカ害対策研究

シカによる森林被害は人工林だけでなく天然林へも拡大し、林業再生の大きな妨げとなるのはもとより、生物多様性の保全にも大きな影響を及ぼし、下層植生の消失による土砂流出は国土保全上の問題となりつつある。林業では、個

体群管理に重点をおいた対策が求められている一方で、狩猟者の数の減少と高齢化が同時進行しており、持続的なシカ捕獲の不安材料となっている。

そこで、平成 22～25 年度まで農林水産省『新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業』として「林業被害軽減のためのニホンジカ個体数管理技術の開発」を実施。伝統的な狩猟方法とは異なる新たな個体数管理技術を開発した。

3) CLT 研究

我が国ではまったく新しい木質材料である CLT の開発研究については、交付金プロジェクト「スギ造林大径木を公共建築等において利用拡大するための技術開発」(平成 24 年～26 年) を実施。同プロジェクトにおいて、接着性能の評価に関する試験方法と判定基準、構成材料となるひき板(ラミナ)の強度等級分布、各種強度の試験方法や評価方法、ラミナ構成の仕方と製品となる CLT の強度性能の関係について検討した。

同時に、CLT の JAS 原案作成委員会に委員を派遣するとともに、JAS の接着性能に関する試験方法と適合基準、ラミナの等級区分、ラミナの構成方法、製品の強度等級区分、各種強度試験方法と適合基準等に関する技術データを提供した。

以上の成果により、新しい木質材料の JAS 規格化としては異例の早さで CLT の JAS 規格が平成 25 年 12 月に制定された。JAS マークのついた CLT の市場での流通を可能としたことは、CLT の実用化・普及に極めて重要であり森林総合研究所の貢献は大である。

さらに、建築関係基準の基礎となるデータ収集については、平成 25 年度補正予算による林野庁委託事業 (CLT 等新製品・新技術利用促進事業) において調査する予定で、「強度データ等収集・分析」においては、曲げ試験、面内せん断試験、座屈試験等を、また、「長期挙動データ等収集・分析」においては、クリープ試験により、長期荷重が CLT に作用したときの挙動を調査予定している。

4) 研究体制の整備 (特定分野の研究に向けた人材の確保等) 等

・テニュアトラック制による研究員公募 (修士採用後に博士号取得)

平成 23 年 7 月に改正した「人材育成プログラム」において、多様な制度による優れた人材の確保の一環として、テニュアトラック制について検討を行い、将来の人材確保の観点から、一定の審査により常勤職員として採用することができる制度を平成 25 年 3 月に導入した。研究ニーズが高いにもかかわらず博士号取得者が不在の分野である林業工学研究領域において、平成 25 年 4 月 1 日付けで修士学位取得者 1 名を採用した。

・パーマネント研究員公募 (幅広い分野からの採用)

従来、特定の研究組織への配属を前提として公募していた方法を、平成 26 年 4 月期公募に当たって将来の研究所を担う人材を幅広く求めるため、事前に研究組織を特定せず、各公募課題における応募者の適性を判断した上で、最終的に所属する研究領域を決定することとした。8 名の公募枠に対して 50 名の応募があり、4 月 1 日付けで採用予定である。

・任期付き研究員公募 (震災等緊急対応)

平成 25 年度においては、放射性物質の動態解明や地震・津波被害等からの再生と復興に必要な技術の開発を中心とした震災復興・林業再生等に関連する緊急の課題に限定して、博士号取得者を対象に 3 年の任期付き研究員を公募し、審査の結果 3 月 1 日付けで 8 名の採用を内定した。

監事の所見

昨年に続き平成 24 年度及び 25 年度の一部の研究開発部門の業務について共同で監査を行った。当研究所は我が国最大の森林・林業・木材産業に係わる研究機関であり、国際・国内的な諸課題に積極的に対応し、独立行政法人として国民の負託に十分に答える責務を負っている。

監事所見について、24 年度研究成果全般(監査対象とした重点課題 E. F. H. を除く)と、新たな社会的ニーズに対応する林木育種技術、一般競争契約の落札率が高止まりとなっているものについて、研究機関としてどのように対応したのかについて焦点を当てて意見を述べる。

○ 研究成果について

以下に掲げる研究課題は、国民から大きな期待が寄せられている分野であり、研究成果をわかりやすく伝えることに一層の努力をされたい。

「A. 地域に対応した多様な森林管理技術」

低コスト再造林を進めるため、伐採から植栽までを連続して行う一貫作業システムの導入効果を検証し、コンテナ苗の活用等により、植林と初期保育の所要コストを従来の 2/3 に削減できることを明らかにした。

「B. 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システム」

林道の路線選定を対話的に行うソフトウェアにより、土工量を定量的、視覚的に示すことを可能にし、施業シミュレーションシステムにより、収穫量と伐出コストを比較しながら間伐・主伐の施業計画を検討できるようした。

「C. 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術」

木材の乾燥効率と品質向上を目指した簡易な木材表面の応力評価法の開発や、電磁波によって原木丸太のままで水分量を評価する手法の開発を行った。屋外で長期間木材を使用する際の塗料の塗り替え方法の改良や、大規模木造建築物を想定した強固な厚物合板の床の開発、アルデヒド類の安全性評価のための放散特性を解明した。

「D. 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術」

林地残材を地域エネルギーに活用する際の収益性を分析し、軽トラック等を利用した集積・運搬・販売で収益を改善できることを明らかにした。人工林の主要樹種であるスギを原料としたバイオエタノール製造の試験プラントでの 5 年間の実証試験から、スギ 1 トンから 216 リットルのエタノールが製造できることを明らかにした。また、木製単層トレイの製造では、スギ材から最大で 4,800 枚/日規模の量産化を実現した。

「G. 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発」

森林内のシカ個体数を管理するため、シカ以外の野性動物への影響が小さく、設置も容易な捕獲装置（森林用ドロップネット）を開発した。また、スギ花粉症対策として微生物を用いた花粉飛散防止技術を開発した。一方、里山二次林を構成する主要樹種について、成長特性や萌芽特性等に関するデータベースを公開するとともに、森林生態系の生物多様性関連の情報に基づいて森林の生物多様性に関する指標作成等を行った。

「I. 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発」

林木遺伝資源の収集、保全、評価技術開発の一環として、日本産樹木のDNAバーコードシステムの開発、サクラ保存林の個体・系統情報及びDNAによるサクラ分類体系再編のデータベースを構築した。また、スギ天然林（特別母樹林）の遺伝的・生態的調査により天然林繁殖システムの解明、国産ウルシ栽培に関する持続的管理・生産技術マニュアルの作成を進めた。一方、樹木及び有用微生物のゲノム情報の充実と生物機能の利用技術を開発するため、スギゲノムの遺伝子の塩基配列情報のデータベース化と公開、シイタケのゲノム情報の公開、スギ雄性不稔関連遺伝子の解明、スギ雄性不稔遺伝子に連鎖するDNAマーカーの開発等を行った。また、マツタケの人工栽培に向けた基盤技術として、広葉樹セドロを用いてマツタケのシロを人工的に作製することに成功した。

○ 新たな社会的ニーズに対応する林木育種技術

1. 特定母樹の普及促進に向けた広報の必要性

平成25年5月に改正された「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」においては、森林吸収源対策として、これまでどおり間伐の促進を図るとともに、森林の二酸化炭素吸収能力の強化のため、今後伐期を迎える森林の更新には「成長に優れた種苗」（特定母樹）の利用促進を図る措置が講じられた。また、法律に基づく農林水産大臣の指針においては、基本的に将来の人工造林は「特定母樹」で行うとされている。

特定母樹は、単木材積が在来の系統の概ね1.5倍以上であること等一定の基準を林野庁が示し、公募、審査を経て農林水産大臣が指定することとされている。林野庁の施策に資するよう、特定母樹数を増大させる方向でエリートツリーの開発を進めることが重要である。また、法律では「特定母樹を育成するための種穂の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない」（法第14条）とされ、民間事業者に対し、特定母樹による採種園や採穂園を造成するための苗木（原種）の提供や採種園の造成等に当たっての技術支援等を行うことが林木育種センターに求められている。

地球温暖化を防止する施策の一環である森林吸収源対策は、特定母樹の導入によって吸収効率の向上が期待される。一方で、新たな時代ニーズに対応するためには、現状の林木育種は研究開発、水源林ともに「見える」化の努力が不十分であることも指摘しておかなければならない。開発品種等についての普及はこれまで主として都道府県段階にとどまっていたが、今後は種苗のエンドユーザーである林家等の林業経営者、造林事業を行う森林組合、苗木生産を行う

苗木生産者等に対して、資料の配布や説明会の開催などの広報を充実化されたい。また、公的な研究開発セクターとしての説明責任を果たす意味から、一般市民を対象にした広報企画も提示していくように工夫されたい。

2. 地球温暖化対策を視野に入れた育種技術の振興

地球温暖化による影響対策においては、前述の特定母樹の技術開発以外の分野でも、林木育種分野における一層の積極的な開発意欲が求められる。

例えば、平成24年度からケニアで実施されているJICAプロジェクト「気候変動への適応のための乾燥地耐性育種プロジェクト」においては、選抜された優良なメリア等による採種園造成が進められるなどの成果がみられる。

一方、太平洋島嶼国等では海面上昇が深刻な問題となっており、高潮や暴風等による被害の軽減を図るためには、耐潮性や耐風性に優れた樹木の植林が有効な手段の一つと考えられる。沖縄を含む南西諸島の地域防災の向上を目指して林木育種センターが取り組むテリハボク植林は、マングローブ植林と同様に重要な役割を果たせるものと期待する。

小職ら監事2名が西表熱帯林育種技術園においてテリハボクに係わる育種技術の開発の状況を実地監査した段階では、露地における増殖は病虫害に阻まれ、順調とは言えない側面もあった。今後、耐風性・耐病性等の評価手法の開発及び優良個体の選抜に向けて、台湾、フィジー等との間で共同研究を着実に進めるとともに、研究成果が島嶼国等の地域住民により有効に活用されるようNGO等との連携も図っていくことが必要である。

○ 一般競争契約の落札率が高止まりする現況について

1. 落札率「98%以上」が全体の3割

当研究所の全体及び研究開発部門の契約の状況については先に詳述したとおりであるが、一層の契約事務透明化を目指す観点から、一般競争入札における落札率の状況について精査することにした。その際、平成26年1月に摘発された北陸新幹線融雪設備工事をめぐる談合事件で独占禁止法違反（不当な取引制限）が疑われる体質として、「98%以上の落札率の頻度」が問題視されことを参考とした。

当研究所の一般競争入札は、工事250万円以上、物品160万円以上、役務100万円以上の発注について行っている。企画・公募、不落・不調契約を含む一般競争契約の推移を平成23、24年度について確認し、この中から「落札率98%以上」のものを抽出した。平成23年度は競争契約総数269件のうち「98%以上」91件（33%）、同24年度は169件のうち60件（35%）を占めていた。競争性のある入札を行ったにもかかわらず予定価格と落札価格が一致する「落札率100%」が、23年度に55件（競争入札全体の20%）、24年度に21件（同12%）を占めた。平成25年度前期（4月～9月）は競争性のある契約49件のうち落札率98%以上のものは15件（30%）となっている。

担当課責任者からヒアリングを実施したところ、業者側が算出した金額に対して発注担当者が助言を行ったり、予定価格が事実上漏らされたことはなく、入札手続きは適切に行われていることを確認した。

2. 調達改善に向けて随意契約のあり方見直し

政府の行政改革推進会議は平成26年1月20日、「平成25年度上半期調達改善の取組に関する点検結果」をとりまとめ、公表した。各府省庁において、発注者が調達内容を公示し広範囲から見積書を取るオープンカウンター方式が実施されるなど、安易な随意契約の防止に向けて一定の抑制効果が発揮されていることを評価する一方で、競争入札方式を採りながらも、結果として一者応札となりやすい調達案件に関しては、「価格の高止まりや調達に係わる不要な事務量の増加等の弊害が生じる懸念がある。」と指摘した。

このような観点から当研究所の契約の実績を概観するに、依然として一者応札による高額、高落札率の事例が多数見られ、そうした発注は専門的な研究分野の機械や試薬の購入において、受注者が限定されざるを得ない案件に集中する傾向がある。「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善の方向が示されており、今後その具体的な取組を進める中で行革推進会議が指摘するような弊害をなくしていくための努力を重ねる必要があると思われる。

3. 企画・総務担当理事からのヒアリング

一般競争契約において高止まり傾向のある落札率への対策導入が必要であるとの観点から、平成26年2月19日に企画・総務担当理事からヒアリングを行い、「森林総研における契約事務に関しては、当所で定めている契約事務取扱規程を踏まえて、①入札監視委員会及び②契約監視委員会を設置し、外部有識者等により契約の公平性、透明性等について調査・審議をお願いし、それぞれの委員会が出された意見を踏まえ、契約の厳正な実施に努めており、今後ともしっかりと取り組んで参りたい。」旨の説明を受けた。特に高落札率の背景となりやすい一者応札については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日付け閣議決定）を踏まえ、毎年、契約状況をフォローアップし、その結果を公表しているところであり、「公告期間の延長や参加資格の緩和等を通じて金額、件数とも減少しており、一定の改善効果が認められると考えている。」との見解が示された。

また、「行政効率化計画」（平成16年6月15日付け行政効率化関係省庁連絡会議策定）や「一括調達の運用ルール」（平成21年1月16日各府省等申合せ）等を踏まえて、改善対策の一手法として検討されている共同調達への取組について、「国においては中央省庁や地方出先機関において、共同調達に係る影響等の把握、検証を進めているものと認識している。当所においても、調達単位の大括り化によるコストの抑制が期待される場合には、積極的に取り組むこととしており、現に出先機関である支所と育種場において、事務用品等の共同調達に取り組んでいるところである。今後に向けて、例えば法人をまたぐ調達単位での取組については、国の成果を踏まえながら検討して参りたい。」との見解が示された。今後、さらなる契約透明化の実現に向けて、不断の見直しと対策への取組を重ねられたい。

平成 25 年度 監事監査計画書

監査方針：

1 監査の対象	1-1 中期計画の「地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究」に係る 2 重点課題「E. 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発」「F. 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発」及び中期計画「林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究」に係る 1 重点課題「H. 高速育種等による林木の新品種の開発」の研究課題群、研究項目（プロジェクト課題）、実行課題の各責任者及び研究担当者
	1-2 森林総合研究所の内部統制に係わる責任者
	1-3 森林総合研究所の保有資産の管理・運営に係わる責任者
	1-4 森林総合研究所の契約事務に係わる業務の責任者
	1-5 森林総合研究所の研究協力に関する業務の責任者
	1-6 森林総合研究所の男女共同参画推進に係わる業務の責任者
2 監査の区分	業務監査
3 監査の事項	3-1-1 各重点課題における研究目的、達成成果とアウトカム 3-1-2 実行課題、研究項目（プロジェクト課題）研究課題群における連携、調整 3-1-3 研究資源の投入状況 3-1-4 上位段階課題へのアウトカムの収斂 3-1-5 各課題責任者の研究管理
	3-2 森林総合研究所における内部統制の取組状況
	3-3 森林総合研究所における保有資産の管理状況
	3-4 森林総合研究所における随意契約等見直し計画の実施状況を含む入札・契約の実施状況及び情報開示の状況
	3-5 森林総合研究所における研究協力の状況（研究部門、林木育種部門）
	3-6 森林総合研究所における男女共同参画推進への取組状況
4 監査対象期間	平成 24 年度及び 25 年度
5 監査日程	平成 25 年 7 月～26 年 2 月
6 監査の方法	書面監査及び実地監査

7 監査対象事務所 及び実施時期	つくば本所（各部門）	10月～2月
	林木育種センター	10月～2月
	森林バイオ研究センター	10月～2月
	四国支所・四国増殖保存園	8月又は9月
	九州支所・九州育種場	7月上旬
	西表熱帯林育種技術園	8月又は9月
8 その他		

平成 25 年度監査計画に基づく監査実施日程及び課題

実施日	監査計画における課題番号 及び課題	責任・担当者
7月 1日(月) 2日(火) 3日(水)	3-1-1~3-1-5 九州支所 ・重点課題 E・F の達成成果とアウトカム等 3-1-1~3-1-5 九州育種場 ・重点課題 H の達成成果とアウトカム等	支所長 育種場長
8月 5日(月) 6日(火)	3-1-1~3-1-5 四国支所 ・重点課題 E・F の達成成果とアウトカム等 関西育種場四国増殖保存園	支所長 育種場長
9月 11日(水) 12日(木) 13日(金)	西表熱帯林育種技術園 ・海外に対する林木育種事業	国際協力部長 園長
11月 29日(金)	3-1-1~3-1-5 ・重点課題 F の達成成果とアウトカム等 3-2 ・森林総合研究所における内部統制の取組状況	高橋 COD 課題責任者 企画・総務担当理事
12月 6日(金)	3-1-1~3-1-5、3-5 林木育種センター ・重点課題 H の達成成果とアウトカム等 ・森林総合研究所における研究協力の状況 (林木育種部門) 森林バイオ研究センター ・森林バイオ分野の研究推進状況	育種部長 育種部長 海外協力部長 センター長
1月 17日(金)	3-1-1~3-1-5 ・重点課題 E の達成成果とアウトカム等 3-4 ・森林総合研究所における随意契約等見直し計画の 実施状況を含む入札・契約の実施状況及び情報開 示の状況	松本 COD 課題責任者 総務部長 用度課長
2月 7日(金)	3-3 ・森林総合研究所における保有資産の管理状況 3-5 ・森林総合研究所における研究協力の状況(研究部 門) 3-6 ・森林総合研究所における男女共同参画推進への取 組状況	総括審議役 企画部長 企画部長 企画・総務担当理 事 男女共同参画室長
2月 19日(水)	行政ニーズへの対応状況について 研究体制整備 他	理事長 企画・総務担当理 事



平成26年3月19日

独立行政法人 森林総合研究所
理事長 鈴木 和夫 殿

独立行政法人 森林総合研究所
監事 滑志田 隆



監事監査報告書Ⅱ

監事監査規程第7条第1項及び監事監査実施要領第7に基づき、下記のとおり森林農地整備センターにおける平成24事業年度決算及び平成24、25年度の業務に関して監事監査の結果をまとめたので報告する。

記

- 1 被監査部門名
公共事業部門(森林農地整備センター)の水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び既設道移管円滑化事業に関する関係部署
- 2 対象課題及び参集範囲
 - 1) 決算及び中期目標について【執行担当責任者(各理事、各部長)】
 - 2) 内部統制について【内部統制・コンプライアンスに係わる業務の責任者】
 - 3) 契約事務について【入札・契約に係わる業務の責任者】
 - 4) 広報及び情報セキュリティについて【担当部長等業務の責任者】
 - 5) 安全管理及び労働安全・衛生について【担当部長等業務の責任者】
 - 6) 実地監査について【整備局長、水源林整備事務所長】
- 3 監査の事項
 - 1) 関係法令及び諸規程等の実施状況に関する事
 - 2) 中期計画及び年度計画の取組状況に関する事
 - 3) 組織及び人事管理等の状況に関する事
 - 4) 予算、事業計画及び資金計画の執行状況に関する事
 - 5) 資産管理及び保有資産の見直し状況に関する事
 - 6) 財務諸表及び決算報告書等の内容に関する事
 - 7) 契約の締結及び執行状況並びに契約の適正化に向けた取組状況に関する事
 - 8) コンプライアンスの取組状況に関する事
 - 9) 内部統制の状況及び情報管理(ソフトウェア管理含む)に関する事
 - 10) 労働安全衛生の状況に関する事
 - 11) 広報の取組状況に関する事
- 4 監査の区分及び種類
業務監査及び会計監査による定期監査
- 5 監査対象期間
平成24年度及び25年度の一部
- 6 監査日程
平成25年6月～平成26年1月(別紙「平成25年度監査実施日程」参照)



7 監査実施結果等

1) 全体の状況

森林農地整備センター（以下「整備センター」という。）において、独立行政法人森林総合研究所の第3期中期計画（平成23年度～27年度）における課題の目標達成に向けた取組みが適切に実施され、国民のニーズを反映した公共事業の執行ができていくかどうかについて書面及びヒアリング並びに実地による監査を実施した。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成22年11月26日政委第30号）等に基づく取組状況についても監査を実施した。監査結果の概略は次のとおりである。

- 業務運営の効率化（コスト縮減）については、年度計画で設定した効率化の削減目標（平成22年度経費と比較して、一般管理費34%、人件費15%、事業費6%の削減）を達成していることを確認した。引き続き、事務、事業及び組織の見直しを行い、業務運営の効率化を図りたい。
- 契約の点検・見直しに関しては、「競争性のない随意契約」、「一者応札・応募」ともに、前年度より件数が減少しており改善が認められる。今後においても競争性・透明性の確保に取り組まれない。
- 保有資産については、その保有の必要性について検証を行ったうえで、適切に利活用が行われていることを確認した。また、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」等に基づく見直しについても、国庫納付等の措置を講ずべき検討がなされていることを確認した。今後とも、その保有の必要性について不断に見直しを行い、不要資産については国庫納付する等、閣議決定等の趣旨に則した適切な取組みを進められたい。
- 給与水準の適正化については、これまでの計画的な取組みにより対国家公務員ラスパイレース指数が100を下回っている。今後も国家公務員に準拠し適正な給与水準の維持に努められたい。
- 組織等の見直しに関しては、水源林整備事務所の整備局への統合・集約化が適切に実施され、また、農用地関係事業の区域完了に併せ、当該建設事業所の廃止が計画的に行われていることを確認した。引き続き、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等に基づいた取組みに努められたい。
- 内部統制の状況については、PDCAサイクルによる業務に係るリスクの識別、評価、対応計画の策定を行う等の取組みが行われている。今後もリスク管理活動などの取組みにおいて、PDCAサイクルを有効に機能させ内部統制の充実・強化を図られたい。
- コンプライアンスの取組みについては、整備センター内に設置した「森林農地整備センターコンプライアンス推進委員会」において、平成25年度の重点取組方針として位置付けられた「コンプライアンスを意識した実践行動」、「ソフトウェア管理体制の強化・徹底」及び「『明るい職場づくり』のより一層の推進」に全所的に取り組んでいる。今後も引き続きコンプライアンスの意識の徹底、向上を図られたい。
- 労働安全衛生に関しては、労働安全衛生法に基づき適切に安全衛生管理体制が構築されており、現場における労働災害の未然防止に積極的に取り組む等、職員等の安全及び健康確保に努めている。今後も、職員等の安全及び健康を確保するため、安全衛生に関する取組みを着実に実施されたい。
- 広報推進に関しては、ホームページ等を有効活用し、事業内容に関する情報等を積極的に公開しており、造林技術の普及・啓発、事業実施の透明性の確保等に努めている。引き続き、事業内容等の広報推進に取り組むとともに、国民への説明責任を的確に果たすため、最新情報の提供に努められたい。
- 情報公開と保護に関しては、法人文書の管理等を電子化する等、情報公開業務を適正かつ迅速に行っている。また、情報セキュリティ対策については、全役職員（非常勤職員含む。）を対象に情報セキュリティ研修を実施する等の対策を講じている。

引き続き、情報の機密性、安全性を維持するとともに、情報セキュリティ対策を強化されたい。

- PC・ソフトウェアの管理に関しては、整備センターが保有する全てのPC及びソフトウェアを台帳管理化し、管理責任者の統制の下、適正に行われている。また、本部において一元管理可能とするソフトウェア管理システム（QNDシステム）を導入し、管理体制の強化を図っている。引き続き、ソフトウェアのライセンス管理の徹底に努められたい。

2) 事業別の状況

独立行政法人としての使命の達成状況については、各事業の責任者及び担当者に対する聞き取り、書面及び現地により監査を実施し、適切な対応がなされていることを確認した。事業分野別の計画的執行状況に係る監査結果の概略は次のとおりである。

- 水源林造成事業に関しては、無立木地等水源涵養機能が低下した森林を計画的に整備し、機能の回復を早期に図り、より高度に発揮させることを目的として平成24年度末までに約46.5万haの造成を行っており、平成24年度においては2,031haを新たに植栽した。新規契約については、水源涵養機能の強化を図る重要性の高い流域内に限定して契約を締結しており、事業の重点化が実施されている。また、既契約分については、公益的機能の高度発揮を図るため、長伐期化等の見直しを着実に進めている。
- 林道の保全管理業務（既設道移管円滑化事業）に関しては、地方公共団体への移管等を円滑に推進するため、関係地方公共団体と連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕等を実施し、平成25年度前半において全ての保全工事及び移管が完了しており、業務が着実に実施されたことを確認した。
- 特定中山間保全整備事業に関しては、残事業の2区域において事業を実施しており、平成24年度に2区域のうち1区域が計画どおり事業完了となったことを確認した。残る1区域については、平成25年度をもって計画どおり事業完了する見込みである。
- 農用地総合整備事業に関しては、平成24年度をもって残事業の1区域が完了となり、計画どおり事業を実施したことを確認した。

なお、詳しい監査結果、状況分析と課題整理については、以下の詳説において指摘することとする。

詳 説

はじめに＜監査対象及び方法について＞

本監事監査報告書においては、独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）の業務のうち、整備センターの業務を対象として監査を実施した。監査は、平成25年4月19日（一部変更平成25年9月17日）に定めた監事監査計画に基づき、整備センター本部の各部・室から業務の実施状況を聴取し、関係書類を検分するとともに、地方に設置されている監査対象事務所（別紙「平成25年度監査実施日程」参照）に赴き、業務の実施状況を聴取し、関係書類を検分し、併せて水源林造成事業及び既設道移管円滑化事業を現地において監査した。これと並行し、研究所理事会、整備センター幹部会、同整備局長会議など重要な会議に出席するとともに、会計監査人、入札監視委員会及び整備センターコンプライアンス室との連携を図った。特に、会計監査人からは、監査の基本方針や手続等の説明を受けるとともに、定期的に往査結果の報告を受けた。また、政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成23年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成25年1月21日）及び会計検査院の「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日）等のそれぞれの関係部分を参考にした。

1. 決算監査

平成24年度の整備センターの決算に関しては、小職は水源林勘定及び特定地域整備等勘定を中心に、独立行政法人会計基準に準拠して処理されているかどうかを監査した。なお、平成24年度決算は、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会、平成24年3月最終改訂）を適用して監査している。

決算監査に当たっては、予算流用、不用額、繰越額、未収入金、人件費、一般管理費、長期借入金、森林総合研究所債券、目的積立金、固定資産の減損及び保有資産の処分状況等の確認及び検分並びに合計残高試算表及び期末の現金・預金及び保有債券（有価証券）に係る残高証明の検分を実施し、併せて会計監査人の監査報告、実施状況等に関し情報交換を行った。この結果、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書をいう。）は適正であるものと認められた。

なお、研究開発部門における研究・育種勘定を含めた研究所全体の財務諸表に関しても他の監事とともに合同で監査を行い、研究所の財務諸表及び決算報告書はいずれも適正であった旨、監事意見書（平成25年6月20日）を貴職に提出しているところである。

2. 業務運営の効率化

平成24年度計画における水源林造成事業等の業務運営の効率化については、「平成22年度経費と比較して、補正予算の影響額を除き、①一般管理費については34%、②人件費については15%、③事業費については6%削減する。」目標を設定しており、その達成状況は次のとおりである。

- 一般管理費については、平成23年度に整備センター本部と関東整備局の事務所の移転・共有化による事務所借料の削減、昼休みの消灯等による電気料の削減、消耗品のリユース及びカラーコピー使用の抑制などによる経費の削減等を図った結果、51.0%の削減を達成した。
- 人件費については、農用地総合整備事業等に係る事業区域等の完了・縮小に伴い、職員数の削減に取り組む必要があることから、退職者の補充の抑制に努めるとともに、職員の他法人への移籍等に取り組んだ結果、19.3%の削減を達成した。
- 事業費については、「森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づくコスト削減に努め、効率的に事業を実施し、経済危機対応・地域活性化予備費等の確保に努めた中で可能な限り事業の進捗を図った結果、7.6%の削減を達成した。

今後とも中期計画に即したコスト削減の徹底に努められたい。

3. 契約の適正化に向けた取り組み

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）により、「競争性のない随意契約」、「一者応札・応募」に係る見直しが求められていること、また、随意契約については真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約形態へ移行することとし、新たに随意契約等見直し計画（以下「見直し計画」という。）が策定（平成22年5月）されたことを踏まえ、その取組状況について監査を行った。

なお、小職及び外部有識者で構成された契約監視委員会においても契約事由等の妥当性を踏まえた点検、見直しのフォローアップが行われていることを確認した。

1) 随意契約の見直し

平成24年度の契約件数は79件(少額随意契約を除く。)で、このうち「競争性のある契約」は52件(65.8%)、「競争性のない随意契約」は前年度より6件減少の27件(34.2%)であった。「競争性のない随意契約」については、見直し計画との対比において契約件数は計画の範囲内であるが、構成比では計画水準を上回る結果となっている。(表-1参照)

このことから、「競争性のない随意契約」の適正性について考察を行った結果、構成率が見直し計画を上回る要因としては、工事及び測量・建設コンサルタント等業務の「競争性のある契約」の漸減に伴い、全体の契約件数が大幅に減少しているものの、事務所の賃貸借契約及び職員用宿舍の賃貸借契約を主とする「競争性のない随意契約」の件数が整備センターの性格から一定レベルで留まっていることに起因している。

整備センターは全国的組織でありながら、ごく一部の地域にしか職員用宿舍を保有していない実情を考慮すれば、転勤に伴う職員用宿舍の賃貸借契約は必然であり、やむを得ないものと判断できる。なお、事務所の賃貸借契約及び職員用宿舍の賃貸借契約を除くと「競争性のない随意契約」の件数は年々減少傾向にあり、着実に見直しの成果が現れており評価できる。(表-2参照)

上述のとおり、「競争性のない随意契約」は、真にやむを得ない契約に限定しており、妥当であると認められる。

なお、今後においても、「競争性のない随意契約」の削減に向け、競争性・透明性の確保に取り組まれない。

表-1 契約の見直し状況 (契約件数)

区 分	見直し計画	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
競争性のある契約	<84.8> 274	<84.5> 273	<89.8> 158	<83.5> 116	<64.9> 61	<65.8> 52
競争性のない随意契約	<15.2> 49	<15.5> 50	<10.2> 18	<16.5> 23	<35.1> 33	<34.2> 27
計	<100> 323	<100> 323	<100> 176	<100> 139	<100> 94	<100> 79

(注)表中<>書きは、構成率(%)

表-2 競争性のない随意契約の内訳 (契約件数)

区 分	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	
公共・工事等	5	1	2	1	1	
物品・役務	職員宿舍	29	10	16	28	26
	事務所関係	13	5	2	3	0
	その他	3	2	3	1	0
計	50	18	23	33	27	

2) 一者応札・応募の解消に向けた取組み

「一者応札・応募」の改善に向けた取組みとしては、平成21年5月より契約条件等の見直し(仕様書内容の見直し、入札参加要件の緩和、公告期間の十分な確保等)を実施するとともに、平成22年6月よりRSS(Rich Site Summary)システムを導入し周知方法の拡大を図るなどの措置を講じており、このような取組みの結果、「一者応札・応募」の件数は年々減少しており、平成24年度実績では前年度の17件から3件減少し14件となり改善されている。(表-3参照)

引き続き、真に競争性を確保するため、「一者応札・応募」の解消に向け、更なる取組みを実施されたい。

表-3 年度別推移 (契約件数)

	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
一者応札・応募	62	24 <-38>	19 <-5>	17 <-2>	14 <-3>

(注)表中<>書きは、対前年比

4. 保有資産の見直し状況

保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等に基づき、職員宿舎の廃止等の見直しを実施しているところであるが、さらに、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）に基づく「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣）が策定され、更なる見直しの具体的方針が示された。この見直し要請を踏まえ、対応状況等について監査を行ったところ、整備センター内に設置した「保有資産検討プロジェクトチーム」において、保有の必要性等を考察のうえ、次の措置を講ずることとしており、同方針に準じ適切に取組みを行っていることを確認した。

今後も保有する施設等については、その必要性について不断に見直しを行い、不要と認められるものは速やかに国庫納付する等、閣議決定等の趣旨に則した適切な取組みを進められたい。

1) 「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」に基づく見直し

- ① 職員宿舎第 3 号（杉並区：148.99 m²）については、当該実施計画に基づき、関係機関と協議のうえ、今後 5 年（平成 28 年度まで）を目途に国庫納付（現物）する。
- ② 職員宿舎第 9 号（大田区：54.54 m²）については、平成 25 年度より関係機関と調整を図り、現中期計画期間中の平成 27 年度に不要決定のうえ国庫納付（現物）する。
- ③ 取手宿舎（取手市）については、全 15 戸のうち 6 戸を使用実態、必要性を考慮し、書類倉庫用途に転用した。なお、当宿舎については、農用地関係事業の事後評価が終了する平成 32 年度以降を目途に国庫納付（現物）する。

2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく見直し

現在、書類倉庫として活用している「いずみ倉庫」（福島市）については、平成 26 年度に不要決定した上で、国庫納付（現物）する計画であったが、「いずみ倉庫」の所在地は「福島市ふるさと除染計画」の除染実施区域に指定されていることから、除染の進捗状況を見極めた上で、改めて国庫納付に係るスケジュールを策定することとする。

5. 給与水準の適正化

給与水準については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等を踏まえ、国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう取組みを行っているのか等の観点から監査したところ、国家公務員の給与に係る人事院勧告に準拠した給与等の改正を実施しており、適切に処理されているものと認められる。また、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた給与減額支給措置についても適正に実施されている。

なお、職員の給与水準を示す対国家公務員ラスパイレス指数は、平成 19 年度の旧緑資源機構においては 114.1、研究所に承継された平成 20 年度には研究所全体として 104.3 であったが、旧緑資源機構からの承継職員の給与を 3 年間で段階的に減額することとした経過措置等により年々低減され、平成 24 年度は 99.5 まで下がり、給与水準の適正化に係る取組みが着実に実施されていることを確認した。（表-4 参照）

今後も、引き続き国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、適正な給与水準となるよう努められたい。

表-4 ラスパイレス指数の推移（事務・技術職員。年齢勘案）

区分	旧機構	研究所全体				
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
指数	114.1	104.3<-9.8>	102.0<-2.3>	100.1<-1.9>	99.6<-0.5>	99.5<-0.1>

(注)表中<>書きは、対前年比

6. 組織等の見直し

組織等の見直しについては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「独立行政法人森林総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成22年11月26日政委第30号）において、「水源林整備事務所については、事務・事業の効率化及び経費削減の観点から、整備局への統合・集約化による縮減を行う。」、「特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、現場組織を縮減・廃止を行う。」旨の見直しが求められていることから、その実施状況について監査を行った。

見直しに当たっては、整備センター内に設置した「組織等検討プロジェクトチーム」において検討が行われており、各々の実施状況は次のとおりであり、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等に基づいた取組みが適切かつ具体的に実施されていることを確認した。

引き続き、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等を踏まえた取組みを実施するとともに、事業規模等に応じた適正な組織体制の構築に努められたい。

1) 地方整備局及び水源林整備事務所の見直し

検討の結果、利便性、業務の効率性等の面から最終的に京都水源林整備事務所の近畿北陸整備局への統合・集約化が適当との判断に至り、その結果を踏まえ、平成24年度末をもって京都水源林整備事務所を廃止し、組織の再編成を図るとともに、平成25年8月末に近畿北陸整備局の事務所を大阪市から京都市に移転した。

2) 現場組織の縮減・廃止

平成24年度に事業完了となった美濃東部区域（農用地総合整備事業）及び南富良野区域（特定中山間保全整備事業）に係る各建設事業所を平成24年度末をもって廃止するとともに、農用地関係事業の縮小を踏まえ、平成25年4月1日に本部組織の見直し（農用地業務部を農用地業務室に縮小・再編）を行った。

7. 内部統制の状況

独立行政法人における内部統制については、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）において、「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」として位置付けられていることから、内部統制の整備及び運用状況等について監査を行った。

1) 内部統制に係るマネジメント（ヒアリング）

内部統制の充実・強化を図るためには、法人の長によるマネジメントが重要であることから、平成25年度においては、昨年に引き続き森林業務担当理事（整備センター所長）及び業務承継円滑化・適正化担当理事の2名を対象に、中期目標達成の進捗状況を中心にヒアリングを行った。

その結果、中期目標のミッション達成に向け、業務を適正かつ円滑に実施するための、適切なマネジメントを行っていることを確認した。

2) 内部統制に関するリスク管理

中期計画のミッション達成を阻害する恐れのあるリスクを識別、評価し、重要度に応じた対応を行っており、PDCAサイクルが有効的に機能していることを確認した。平成25年度における具体的な取組みについては、研究所の特性を踏まえた内部統制の目的や必要性を反映させ、優先すべきリスク項目として「組織間及び職員間のコミュニケーション」、「情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備」、「育種苗供給への貢献」、「技術の高度化」の4項目を選定し、リスク対応計画を策定のうえ取組みを実施している。

また、整備センター独自の取組みとして、「コンプライアンス確保の体制と取組み」、「債権債務管理の実施」の2項目を選定し、リスク対応計画に基づく取組みを実施している。

引き続きPDCAサイクルを有効に機能させ、リスクマネジメントにおける取組みを実施し、全所的に内部統制の充実・強化を図られたい。

8. コンプライアンスの取組状況

整備センターにおけるコンプライアンス活動の取組みは、外部有識者を含めた「森林農地整備センターコンプライアンス推進委員会」において審議・決定している。平成25年度の取組みについては、「コンプライアンスを意識した実践行動」、「ソフトウェア管理体制の強化・徹底」及び「『明るい職場づくり』のより一層の推進」の3点を重点的取組方針と位置付け、コンプライアンス意識の醸成と浸透を図る取組みを実施しており、その実施状況は次のとおりであった。

- 「コンプライアンスを意識した実践行動」については、職員の行動規範の指標として定めた「コンプライアンス・ハンドブック」に即した行動を促すため、各種研修等を実施し、留意すべき事項等の事例をケーススタディを用いて紹介し、コンプライアンス意識の向上を図るとともに実践行動への移行に努めている。
- 「ソフトウェア管理体制の強化・徹底」については、ソフトウェアライセンスの重要性（不正利用に伴うリスク等）を認識させる観点から、著作権に関する冊子（「知っておきたい著作権」等）の配布を行うとともに、外部講師を招いた研修会等を実施し、著作権に関する基礎的知識の習得を図っている。
- 「『明るい職場づくり』のより一層の推進」については、毎年度継続して、「明るい職場づくり」に取り組んでいるが、平成25年度はソフト面（人間関係）の充実に重きを置いて、職場内外における良好な意思疎通（円滑なコミュニケーション）を図るための取組みを実施している。

引き続き、コンプライアンスの必要性・重要性を職員一人ひとりに定着させるため、積極的に啓発活動に取り組んでいく必要がある。

9. 労働安全衛生の取組状況

安全衛生管理については、整備センター内に設置した「安全衛生委員会」において「森林農地整備センター安全衛生管理計画」を策定し、職員等の健康及び安全確保に取り組んでおり、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制が適切であることを確認した。

具体的取組として、職員の健康管理に資するための産業医の活用及びメンタルヘルス対策の周知を図るとともに、安全確保の観点から、災害時における避難ルートの確認や大規模な地震災害に備え、什器等の転倒防止器具の設置状況及び非常持出袋等の備え付け状況についての点検を行っている。

また、現場業務の安全面を一層強化する観点から、マダニ予防及び蜂災害対策等を講じ現場における労働災害の未然防止を図っている。

さらに、放射線による健康障害防止対策への取組みとして、除染特別地域等を事業区域とする水源林整備事務所等に対して必要な保護具等の貸与を行っている。

今後も、職員等の安全及び健康を確保するため、積極的に安全衛生に関する取組みを実施されたい。

10. 広報推進について

事業内容等の広報活動は、整備センター内に設置した「広報委員会」の提言を基に取り組んでおり、整備センターホームページ（以下「センターHP」という。）、その他各種広報媒体を活用し、各事業の広報推進に努めている。

森林整備技術の普及・啓発及び水源林造成事業に対する国民の理解の醸成を図るため、水源林整備事務所等で取り組んだ研究等の成果を、公的主体である森林管理局等が主催する技術発表会等で発表するとともに、その内容を一般公開に付するためセンターHP等に掲載している。さらに、事業実施の透明性を高めるため前年度の分収造林契約実績及び各整備局別の分収造林契約面積をセンターHPで公開している。

なお、平成25年度において、事業開始以降50年を超える水源林造成事業の実績、効果、近年の取組みを取りまとめた「(独)森林総合研究所が実施する水源林造成事業のご紹介」をプレスリリースするとともに、センターHPに掲載している。

また、センターHPの閲覧者に対する利便性を向上するため、コンテンツ（デザイン、検索機能等）の改変も行っている。

引き続き、必要な情報を的確に発信し、広報活動の質の向上に取り組まれない。

11. 情報公開と保護について

情報公開業務を適正かつ迅速に行うため、法人文書の管理及び情報公開ファイル管理簿のデータ等の電子化に努めるとともに、開示請求に対しては迅速かつ適切に対応している。また、情報セキュリティ対策については、情報セキュリティポリシーに則り、情報セキュリティに関する意識向上を図るため自己点検を実施している。

さらに、高度化するウイルス攻撃やサイバー攻撃に対する取組みとして、平成 25 年度に全役職員（非常勤職員含む。）を対象に情報セキュリティ研修を実施し、情報セキュリティ対策の周知・啓発を図っている。

引き続き、情報の機密性、安全性を維持するとともに、情報セキュリティ上の様々な脅威を防御するため、情報セキュリティ水準の向上促進に努められない。

12. PC・ソフトウェアの管理体制

PC及びソフトウェアの管理については、「森林農地整備センターパーソナルコンピュータ及びソフトウェア管理要領」に基づき、整備センターが保有する全てのPC及びソフトウェアを台帳管理し、管理責任者の統制の下、適正に行われていることの確認ができた。また、整備センター全事務所のPCを対象とした、ソフトウェア自主監査を定期的実施し、ソフトウェアライセンス契約の遵守状況の把握に努めている。

さらに、平成 25 年度において、ソフトウェア管理システム（QNDシステム）を導入し、本部で一元的にインベントリ情報（ソフトウェアのインストール状況等）を管理するとともに、USBメモリ等の外部メディア使用制御を行う等、管理体制を強化している。

引き続き、PC及びソフトウェアの運用状況等を的確に把握し、万全な管理に努められない。

13. 事業の計画的執行について

事業運営に関する平成 24 年度計画の達成状況及び平成 25 年度計画の進捗状況を監査したところ、各事業における取組状況は次のとおりであった。

1) 水源林造成事業

① 事業の重点化の実施

水源林造成事業は、水源涵養上重要な奥地水源地域の民有林保安林のうち、無立木地など水源涵養機能が低下した森林を計画的に整備し、水源涵養機能の回復を早期に図り、より高度に発揮させることを目的として、平成 24 年度末までに約 46.5 万 ha の造成を行っており、新規契約に当たっては、2 以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所限定して行っている。

具体的な手続きとしては、分収造林契約の要望者に対して、水源涵養機能の強化を図る必要性が高い流域内に限定している旨を説明するとともに、自治体への聞き取り等を通じて要件に該当していることを確認した上で契約している。なお、平成 24 年度においては、21 件、254ha の新規契約を締結しており、新規植栽は 2,031ha となっている。

平成 24 年度における新規契約については、いずれも水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所限定し締結されており、事業重点化の取組みを適

切に実施していることを確認した。今後とも、中期計画に即して効果的な事業の推進に向けた取組みを実施されたい。

② 公益的機能の高度発揮及び契約内容の見直し

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる措置として、新規契約については、「広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業内容に限定した契約とする。」、また、既契約分については、「現況等を踏まえつつ、長伐期化、複層林化等の施業方法に見直す。」こととしていることから、各整備局及び各水源林整備事務所の現地監査において、施業方法等の見直し状況の点検を行った。

その結果、平成 24 年度における新規契約 21 件については、全て施業要件を満たし、また、既契約分についても、契約相手方に理解を求めながら、平成 24 年度に 610 件 (23,134ha) の長伐期化等に伴う変更契約が行われており、事業実施手法の高度化を図るための取組みが着実に行われていることを確認した。ただし、既契約分については、相続等相手方の事情により契約期間内に変更契約ができず協議中の案件も確認されたことから、引き続き、変更契約の締結に向け取組みを強化されたい。

③ 期中評価の反映

水源林造成事業の実施に当たっては、期中評価の指摘事項等を確実かつ早期に事業に反映させる必要がある。このため、これまでの期中評価の指摘事項をチェックシート化し活用しており、平成 24 年度に施業を実施する箇所については、指摘事項を反映させたチェックシートに基づき、造林者から提出された実施計画書の内容が指摘事項に対応しているかどうかの審査が行われている。

引き続き、期中評価結果を確実に事業に反映させ、適切な事業実施に努められたい。

④ 搬出間伐と木材利用の推進

間伐の実施に当たっては、林野庁が進める森林・林業再生の実現に向けた取組みを踏まえ、間伐の実施方法を見直し、搬出間伐を推進することとし、平成 24 年度 6,692ha の搬出間伐を実施するとともに、保安林の指定施業要件の間伐率の変更や契約相手方の同意等の条件が整った箇所については列状間伐を実施している。また、路網整備については、現場の状況に応じ丸太組工法を用いており、その施工に当たっては、間伐材の活用に努めている。

間伐材を搬出・利用することにより、資源の循環と二酸化炭素の固定・貯蔵による地球温暖化防止に貢献できることから、引き続き、積極的に搬出間伐を実施するとともに、間伐材を現地資材として活用されたい。

⑤ 森林整備技術の高度化

森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び路網整備等の技術の高度化を推進するため、造林者及び地域の林業関係者参加の下、各整備局毎に検討会を開催し森林整備技術の普及に努めている。

また、平成 24 年度においては、水源林造成事業地をフィールドとして活用し、植栽したヒノキの精英樹やスギのコンテナ苗の生育状況調査を森林総研本所・支所と合同で実施したほか、平成 25 年度には、新しいシカ食害対策手法の研究・実証に向けた現地検討会を開催するなど、研究開発部門との共同連携を図っている。さらに、契約地の周辺森林と一体となった路網整備や間伐等を推進するため、平成 25 年度に 2 件の森林整備推進協定 (民国連携) の締結を行っている (平成 25 年度末までに更に 2 件の民国連携を締結予定)。

今後とも、森林の有する多面的機能の高度発揮や森林整備に係るコスト削減を図るために、積極的に森林整備技術の高度化に取り組まれたい。

2) 林道の保全管理業務（既設道移管円滑化事業）の実施

① 地方公共団体への移管等の状況

独立行政法人緑資源機構解散前（平成 19 年度末）に着手・管理していた林道 46 区間（111.9km）に係る関係地方公共団体等への移管については、平成 24 年度末において、翌年度へ事業繰越となった 1 区間の保全工事に関連し、2 区間（1.0 km）が移管未了となっていた。

このことから、平成 25 年度にフォローアップ監査を実施したところ、繰越事業の完了に伴い、未了であった 2 区間の移管手続きについても適切に完了している。これをもって、全ての保全工事及び移管等が年度前半に完了しており、保全管理業務が中期計画に即して着実に実施されたことを確認した。（表-5参照）

表-5 年度別移管（返地含む）実績表

区 分	H19 未移管	H20	H21	H22	H23	H24	H25
区 間 数	46	12	16	7	4	5	2
延長(km)	111.9	43.8	19.3	15.4	19.2	13.2	1.0

② 緑資源幹線林道事業等に係る債権債務

平成 19 年度末までに旧緑資源機構が行った林道の開設又は改良事業に係る債権債務については、計画どおり、関係道県負担金及び受益者賦課金が全額徴収され、借入金及び債券償還も確実に行われており、債権債務管理業務が適切に実施されていることを確認した。

引き続き、借入金・債券の償還を適切に実行するため、負担金・賦課金の確実な徴収に努められたい。

3) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

① 事業の計画的な実施

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「独立行政法人森林総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 22 年 11 月 26 日政委第 30 号）において、現在実施中の区域の事業完了をもって事業を廃止するとされていることから、事業の進捗状況について監査を行った。

ア 特定中山間保全整備事業は、邑智西部区域、南富良野区域の 2 区域で事業を実施しており、南富良野区域については、計画どおり平成 24 年度をもって事業完了となり、計画的かつ的確に事業を実施したことを確認した。

また、邑智西部区域については、平成 24 年度末時点で進捗率が 87.6%と順調に事業が進捗しており、計画どおり平成 25 年度をもって事業完了する見込みであり、中期計画に即し着実に事業を実施している。

なお、邑智西部区域に係る実地監査（当初平成 25 年 10 月下旬に予定）については、災害復旧工事（平成 25 年 8 月の島根県西部における記録的豪雨による農林業用道路の被災箇所への復旧）の実施に伴う事業進捗等を勘案し、平成 26 年度へ持越しとした。

イ 農用地総合整備事業については、事業実施中であった美濃東部区域が、中期計画に即し、平成 24 年度をもって事業完了となり、計画的かつ的確に事業を実施したことを確認した。なお、これをもって農用地総合整備事業の全ての事業が完了となった。

今後は、「農林水産省政策評価基本計画」に基づき、事後評価を適切に実施されたい。

② 特定中山間保全整備事業等に係る債権債務

特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及び N T T-A 資金に係る債権債務については、計画どおり全額徴収され、償還も確実に行われており、債権債務管理業務が適切に実施されていることを確認した。

引き続き、借入金等の償還を適切に実行するため、負担金等の確実な徴収に努められたい。

監事の所見

監査期間中に独立行政法人等監事連絡会第7部会に参加し、また、会計検査院主催の平成24年度決算検査報告説明会に企画・総務担当理事と共に出席し、契約の透明化、保有資産の見直し等監査のレベルアップを図った。さらに、総務省及び監査法人が主催するセミナー等に参加し、内部統制の充実に関する新たな知見を得ることができた。

水源林造成事業等の決算及び業務監査については、整備センター本部のほか、関東、近畿北陸、中国四国、九州の各整備局管内の各事業地において実地監査を行ったが、その際、山間奥地・脊梁地帯の地形や天候変化を踏まえた各整備局・水源林整備事務所の弾力的な対応に謝意を表したい。また、執行責任者としての森林業務担当理事から水源林造成事業と景気対策の関連について、業務承継円滑化・適正化担当理事から内部統制の強化の一環としての職場の安全衛生、労働災害対策の状況について各々聞き取りを行い、監査報告の作成に多くの示唆を得た。

整備センターにおける平成24年度（一部25年度を含む。）の執行状況は、水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、既設道移管円滑化事業（繰越分）の各事業において、独立行政法人通則法第29条第1項の規定に基づく「独立行政法人森林総合研究所が達成すべき業務運営に関する目標」（第3期中期目標）に即したものであり、公共事業の執行機関としての使命を着実に果たしているものであると認識した。

そのうえで、会計検査院、財務省理財局による過去の指摘やこれまでの各年度監事監査、内部監査の結果報告の活用等に留意しつつ、地球環境問題への貢献、事業量の推移や経済・景気対策との関係、予算執行の繰越の妥当性、研究開発部門の成果の活用等の諸点を考慮しながら総括的な所見を述べることにする。

1 公益的機能の確保と経済対策に貢献する水源林造成

1-1 地球温暖化対策への貢献

気候変動枠組条約に基づく京都議定書第1約束期間（2008～12年）が平成24年度で終了したが、整備センターが行った水源林造成事業における間伐等の実績は平成20年度から24年度まで5年間で計16万5千ha、年平均3万3千haとなり、全国人工林面積の5%弱の水源林造成事業地が、政府が目指すところの間伐等実施面積（年平均55万ha）の6%を占めた。対策の前倒し期間として条約事務局が認めた平成19年度の間伐実績を加えると6年間で計21万7千ha、年平均では3万6千haと政府目標面積の7%弱を確保した計算となり、地球温暖化防止を目指す森林吸収量目標達成に一定の貢献を果たしたものと評価する。

なお、京都議定書第1約束期間に日本が排出した温室効果ガスの量は、基準年の1990年と比べ8.2%減（速報値）となり、目標の6%減が達成され、森林吸収源対策は確実な役割を果たした。平成25年度以降も森林整備等を通じた地球温暖化対策の取組みは続けられることから、水源林造成事業として間伐等に必要の予算を確保し、着実な実行を図る一方、二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等に資する間伐材利用にも努められたい。

1-2 事業量の拡大と景気対策への貢献

わが国の森林整備事業の一翼を担う水源林造成事業は、植栽、保育など人件費率の高い事業内容が大半を占めることから、雇用創出効果も大きく、経済対策としては即効性の高い事業とされている。

景気浮揚を意図する政府予算において、平成24年度補正予算は当初予算の事業規模を上回る165億円、平成25年度補正予算は約35億円（内1.5億円は復興特別枠）を

確保した。当初と補正の両予算を合わせる平成25年度の総事業費は358億円になり、事業の実施を通じ年間80万人/日程度の雇用を創出していると試算される。

現内閣の掲げる、「競争力強化」、「国土強靱化」、「農林水産業の活力発揮」といったテーマの実現に貢献すべく、水源林造成事業の継続的、安定的な実施を通じた山村等地域の雇用創出、振興へ責務を自覚し、限られた組織・要員ながら、積極的に追加予算の確保に努められたい。

1-3 研究開発部門との連携成果

公共事業部門が研究所の組織となったことにより、一層の連携効果の創出が求められている。その中で、研究開発部門の成果を取り入れた丸太組工法等路網整備技術の普及用として作成されたDVDは、林業関係者から好評を博している。また、造林の新技术として期待されているコンテナ苗木については、水源林造成事業地活用による植栽の分析結果や成長記録について公表に注力されたい。さらに、林木育種センターで開発した無花粉、少花粉スギの導入、生物多様性保全など公益的機能の高度発揮に資する針広混交林施業、シカ等獣害対策等においても、それぞれ研究成果を反映して技術の確立、高度化を図っていくことが求められる。

2 水源林造成事業における長伐期施業化のあり方

2-1 森林の誘導の方向性

森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していくため、「森林・林業基本法」(昭和39年法律第161号)は森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として掲げている。これを受け「森林・林業基本計画」(平成23年7月26日閣議決定)では「現況が育成単層林となっている森林のうち、水源涵養機能又は山地災害防止機能/土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。」こととされている。

この基本計画における方向性を踏まえ、水源林造成事業については「針広混交の育成複層林の造成等へ転換する施業を推進することとし、新規契約については、伐期を長期化、主伐面積を縮小・分散し、現地の広葉樹等の植生を活かした施業を指向する。既契約分についても長伐期施業等への見直しを進める。」こととされている。

また、水源林造成事業に関しての行政改革の議論においても、平成7年2月24日に閣議決定された「特殊法人の整理合理化について」において「水源涵養機能の強化と環境面への配慮の観点から、森林の整備手法の多様化と広葉樹を活かした長伐期施業を行う事業への重点化を行う。」と指摘されている。

これらのことを踏まえ、水源林造成事業は長伐期施業、複層林施業や針広混交林化などを推進してきたが、生物多様性保全など公益的機能の高度発揮の観点から地域的特質に配慮した広葉樹等活用を重視した造林技術の普及に注力されたい。なお、周辺国有林や民有林との連携協定について一層の締結促進を図られたい。

2-2 契約延長の事務の促進に向けて

長伐期施業については、平成23年3月に策定された森林総合研究所の中期目標及び中期計画において、水源林造成事業の新規契約地及び既契約地について、公益的機能の高度発揮に資するため原則長伐期化する旨を位置づけている。取組みの推進に当たっては、新規契約はもとより、従来50年程度の契約期間としていた既契約について、長伐期(80年程度)化のための契約期間の延長など見直しを行う必要があり、平成23年から本格的に取組みを開始した。

事業初期の契約が満了期を迎える中で、契約満了が近い契約を優先しつつ契約の延長を進めており、平成23、24年度の平均では、1年当たり約7百件24千haの契

約変更を行ってきた。しかしながら、共有地における持ち分所有者の相続が進まず、契約の更新が円滑に行えない事例などもあり、造林地所有者サイドが長伐期施業に同意している契約地については、所有者の過半数の同意を確保しての「次善の策による変更契約」や「明認方法」が実施されている。今後も造林木の権利保全を図りつつ、所有者サイドの状況を定期的に確認しながら、早期の契約延長を図りたい。

2-3 間伐による生産木材の利用

契約の延長後、引き続き実施する間伐等森林整備を通じ生産される木材については、利用可能なものが多く見込まれる。効果的な事業推進のみならず、循環型社会の形成、地域経済への貢献といった観点から、収益性の確保にも留意しつつ、その利用を図っていく手法を早期に定着させるべきである。

また、生産木材の利用の前提条件となる路網整備など基盤整備においては、平成25年度から10t積トラックの走行も可能な基幹作業道の整備にも力を入れており、より効率的な事業実施を期待する。

さらに、木質バイオマス利用の拡大を見据え、効率的に木材利用を行うためのシステム販売の導入、収穫方法の拡大、より効果的な森林管理・利用を図るための森林GISの整備、販売のためのノウハウ構築を図りつつ、周辺国有林や民有林との連携協定について一層の締結促進を進めるなど、国有林と一体的に取り組んでいく姿勢・努力を堅持されたい。

2-4 林地残材の処理に関する配慮

国民生活の安全・安心の確保、地域経済の振興等に資するため、水源涵養等公益的機能の高度発揮に向け、長伐期化をはじめとした多様な森林整備の推進への国民の期待は高まる傾向にある。これを受け、毎年度当初予算、震災復興及び経済対策に係る補正予算が着実に確保される中、森林整備の各種作業を実地で行う際、濁水の発生や流木被害の防止、軽減、森林景観の維持に対する配慮が必要欠くべからざる留意点であることを指摘しておきたい。

特に自然流水が滝状の落差地形を形成している場所や登山道の近接地点においては、間伐木や支障木の処理に、細心の注意が払われなければならない。このような地点では、作業道の設計が効率性を求める余り、沢に近接し過ぎて行われないうちに、現場の作業担当者への指導を強化されたい。

間伐事業の伐倒作業については、「森林農地整備センター分収造林事業間伐実施要領」(平成20年4月1日20森林整森第246号)に基づき実施されているが、高性能林業機械の利用による現場作業の迅速性、効率性が推進される一方で、公益的機能への配慮及び景観保持や国土保全機能の強化を図ることについて配慮する必要がある。このため、「(伐倒作業に当たり)公道・林道・作業道や谷等へ落とし込みは行わない。」とする間伐標準仕様書に基づく施業の徹底に向けて尽力されたい。

3 林道事業の繰越妥当性と事業完了について

平成20年度から実施されてきた林道の保全管理業務(既設道移管円滑化事業)は平成25年度に完了した。緑資源機構解散(平成19年度末)以前に着手・管理していた林道は46区間(111.9km)であり、地方公共団体等へ円滑に移管等を推進するため、関係地方公共団体等との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施してきた。平成23年度までに39区間(97.7km)の移管等を完了し、移管未了の林道は7区間(14.2km)であり、平成24年度はこの残りの7区間について、全ての保全工事及び移管等を完了する計画であったが、保全工事が完了した5区間(13.2km)について移管等を完了するのにとどまった。

平成24年度に移管未了になった2区間のうち、飯豊檜枝岐線山都区間(0.8km)については、東日本大震災の復興需要により、コンクリート二次製品が供給不足となり入手時期が遅れたこと、また、製品の入手直後の例年にない早期の大雪に見舞われた

ことにより、年度内の工事完成が困難となったため、平成25年3月に繰越手続きを適切に行い、平成25年度に入って約24百万円の繰越工事を実施し、平成25年6月に完成した。

また、残りの1区間の米沢・下郷線北塩原・磐梯区間(0.2km)については、移管先である福島県喜多方市と調整を行い、山都区間と同時に移管を受けることで合意済みであった。山都区間の工事完成後に移管手続きを行い、平成25年8月1日に2区間(1.0km)の移管等が完了した。

小職は実地監査及び書面監査により、これらの繰越手続きと工事が適切に行われたことを確認した。これにより、46区間(111.9km)の全ての移管等が完了し、保全管理業務(既設道移管円滑化事業)が終了した。

4 特定中山間保全整備事業の完了について

特定中山間保全整備事業は平成25年度現在、邑智西部区域において事業を実施しているが、森林整備を除き農用地関連事業は年度中に完了する見込みとなった。これをもって特定中山間保全整備事業は阿蘇小国郷区域、南富良野区域、邑智西部区域の全3区域が完了(森林整備を除く。)することになる。

同事業は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の保全・整備等を行い、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図ることを目的として、平成11年に創設された。事業の内容は、主に水源林造成等の森林整備、区画整理・暗渠排水等の農用地整備及び農業用排水施設・農業用道路(林道と一体的に整備する路線(農林業用道路))等の土地改良施設整備であり、3区域全体で森林約420ha、農用地約880ha及び農林業用道路約32kmが整備された。

この事業の実施により、地域の農業生産性の向上や高収益作物への転換、耕作放棄地の解消・発生防止、森林管理や木材輸送の効率化、農産物集出荷の効率化、地域の利便性の向上、都市と農村交流の拡大といった効果に加え、農産物の生産・加工・販売という6次産業化の展開が図られている区域もあり、この事業は地域の農林業の発展のみならず地域の振興にも貢献している。

中山間地域の現状をみると、地域の有する公益的機能の維持増進を図るために、森林と農用地を一体的に整備する特定中山間保全整備事業の意義が低下したという状況にはないと思料される。

この事業については、残された事務の継承、事後評価を着実にを行うとともに、3区域の保全整備事業の成果を行政関係者のみではなく一般市民も理解できるような記録集を作製することが必要である。記録集は、この事業が地域の農林業の発展のみならず地域の振興にも貢献していることを踏まえると、事業創設の経緯、成果や教訓が精密に記録されることにより、次の時代の中山間地振興策の企画立案に活用されることが期待される。

以上。

平成25年度 監事監査計画書

1. 監査の対象	水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び既設道移管円滑化事業に関する関係部署の責任者																												
2. 監査の区分	業務監査及び会計監査																												
3. 監査の事項	3-1 関係法令及び諸規程等の実施状況 3-2 中期計画及び年度計画の取組状況 3-3 組織及び人事管理等の状況 3-4 予算、事業計画及び資金計画の執行状況 3-5 資産管理及び保有資産の見直し状況 3-6 財務諸表及び決算報告書等の内容 3-7 契約の締結及び執行状況並びに契約の適正化に向けた取組状況 3-8 コンプライアンスの取組状況 3-9 内部統制の状況及び情報管理(ソフトウェア管理含む) 3-10 労働安全衛生の状況 3-11 広報の取組状況																												
4. 監査対象期間	平成24年度及び25年度の一部																												
5. 監査日程	平成25年6月～26年1月																												
6. 監査の方法	書面監査及び実地監査																												
7. 監査対象事務所及び実施時期	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象事務所</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">整備センター本部</td> <td>各部門(会計監査)</td> <td>6月中旬</td> </tr> <tr> <td>各部門(業務監査)</td> <td>1月中旬</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">整備局等</td> <td>邑智西部建設事業所</td> <td>10月下旬</td> </tr> <tr> <td>関東整備局</td> <td>8月下旬</td> </tr> <tr> <td>福島水源林整備事務所</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>近畿北陸整備局</td> <td>11月中旬</td> </tr> <tr> <td>金沢水源林整備事務所</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>中国四国整備局</td> <td>7月下旬</td> </tr> <tr> <td>松山水源林整備事務所</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>九州整備局</td> <td>12月上旬</td> </tr> <tr> <td>宮崎水源林整備事務所</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>		対象事務所		実施時期	整備センター本部	各部門(会計監査)	6月中旬	各部門(業務監査)	1月中旬	整備局等	邑智西部建設事業所	10月下旬	関東整備局	8月下旬	福島水源林整備事務所	〃	近畿北陸整備局	11月中旬	金沢水源林整備事務所	〃	中国四国整備局	7月下旬	松山水源林整備事務所	〃	九州整備局	12月上旬	宮崎水源林整備事務所	〃
対象事務所		実施時期																											
整備センター本部	各部門(会計監査)	6月中旬																											
	各部門(業務監査)	1月中旬																											
整備局等	邑智西部建設事業所	10月下旬																											
	関東整備局	8月下旬																											
	福島水源林整備事務所	〃																											
	近畿北陸整備局	11月中旬																											
	金沢水源林整備事務所	〃																											
	中国四国整備局	7月下旬																											
	松山水源林整備事務所	〃																											
九州整備局	12月上旬																												
宮崎水源林整備事務所	〃																												

● 監事監査計画書の一部変更(平成25年9月17日)

【変更事項：7. 監査対象事務所及び実施時期】

対象事務所	変更内容	変更理由
邑智西部建設事業所	実地監査の取り止め ※平成26年度に持越し	監査対象地の豪雨被害に伴う復旧工事の進捗等を考慮
九州整備局 宮崎水源林整備事務所	実施日を12月上旬から 12月中旬に変更	会計検査院の実地検査日時と重複したため

平成 25 年度監査実施日程

実施日程	監査対象事務所及び監査項目		責任・担当者
6月11日(火) ～13日(木)	監査対象事務所 監査項目	整備センター本部 会計監査(決算監査) 3-1～11 財務諸表及び決算報告書等に関する事等	整備センター本部 各部長、室長、各課長
7月23日(火) ～26日(金)	監査対象事務所 監査項目	中国四国整備局、松山水源林整備事務所 3-4, 5, 7, 8, 9, 10, 11 予算、事業計画等の執行状況に 関すること等 〔現地監査：新植、作業道新設、保育間伐等〕	中国四国整備局長、 松山水源林整備事務所長
8月26日(月) ～29日(木)	監査対象事務所 監査項目	関東整備局、福島水源林整備事務所 3-4, 5, 7, 8, 9, 10, 11 予算、事業計画等の執行状況に 関すること等 〔現地監査(水造)：保育間伐、作業道新設等〕 〔現地監査(林道)：飯豊・檜枝岐線(第1、第2工区)〕	関東整備局長、 福島水源林整備事務所長
11月11日(月) ～13日(水)	監査対象事務所 監査項目	近畿北陸整備局、金沢水源林整備事務所 3-4, 5, 7, 8, 9, 10, 11 予算、事業計画等の執行状況に 関すること等 〔現地監査：新植、作業道新設、保育間伐等〕	近畿北陸整備局長、 金沢水源林整備事務所長
12月16日(月) ～19日(木)	監査対象事務所 監査項目	九州整備局、宮崎水源林整備事務所 3-4, 5, 7, 8, 9, 10, 11 予算、事業計画等の執行状況に 関すること等 〔現地監査：新植、作業道新設・修理、保育間伐等〕	九州整備局長、 宮崎水源林整備事務所長
1月14日(火)、 1月20日(月)	監査対象事務所 監査項目	整備センター本部 業務監査 3-1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11 年度計画の取組状況、予算の執行状況、保有資産の見直 し状況等に関する事等	整備センター本部 各部長、各室長、各課長
1月27日(月)	監査対象事務所 監査項目	整備センター本部 理事ヒアリング ・森林に対する国民のニーズが多様化している現状を踏まえた 水源林造成事業のあり方について ・平成24・25年度補正予算と景気浮揚効果について ・労働災害の防止策について ・メンタルヘルス対策の拡充について	理事(森林業務担当)、 理事(業務承継円滑化・ 適正化担当)

平成26年3月26日理事会資料（説明担当・滑志田隆）

・「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会第33回総会についての報告
開催状況＝3月11日（火）、中央合同庁舎2号館講堂。

挨拶1，松本文明総務大臣政務官

挨拶2，渡会修総務省行政評価局長

議題＝構成員の異動、部会連絡協議会の意見交換内容、ワーキンググループ
活動報告、全体世話人選出。

司会担当法人＝退職者年金共済機構、農林漁業団体職員共済組合

① 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化

- 独立行政法人制度において、独任制の長を牽制し、法人がミッションを遵守しつつ、効果的で効率的な業務運営を行うためには、監事の機能強化が重要である。
監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。
- 法人は、法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するための体制を整備する。
- 役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を課し、業務運営上の義務と責任を明確化する。
- 中期目標の達成に責任を持たせるため、法人の長の任期を中期目標期間に対応させるとともに、監事の地位や職務遂行の安定性を強化しつつ決算関連業務を考慮するため、監事の任期を中期目標期間の最終年度の財務諸表承認日までとする。また、財務諸表の早期確定及び監事の任期の安定性を確保する観点から、主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも8月末までには承認するよう努める。
- 会計監査人の任期は約1年となっているが、会計監査人の適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。
- 役員任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、説明責任を果たしつつ、適材適所の人材登用の徹底を図る。

質問(要望)事項等

法人名	質問(要望)事項等	備考
第6部会	平成25年12月24日の閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化」がうたわれているが、具体的な内容の検討や進捗状況(あるいは予定)について情報をいただきたい。	
第6部会	平成25年12月20日行政推進会議にて公表された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」に関し以下の点をお伺いしたい。 ①上記ペーパーの基本的な考え方の説明の機会を設けて頂きたい。 ②上記ペーパーにおいて示された「監事の機能強化等による内部ガバナンスの強化」では、種々の指針が示されておりますが、その趣旨をもう少し具体的に何らかの機会を設けて示していただきたい。 ③また、その中で監事の任期に対する言及もありますが、それぞれ独法の類型に応じてどう理解すべきか。現任の監事の任期との関係をどう考えるべきなのかにつき考え方をご教示賜りたい。	
第6部会	契約監視委員会における契約調達(競争性のない随意契約や一者応札・応募の改善)に関する各法人の取組を伺える場を設けていただきたい。	
第7部会	「研究開発成果の最大化を第一目的」とする研究開発型法人に位置付けられた法人が多い第7部会では、閣議決定での随意契約の見直しについて多くの関心が集まった。随意契約見直し計画のスケジュール、監事連絡会との関係等についてお聞かせください。	
第9部会	監事の任期については、当該在任期間の監査報告書作成までを任期とすべきではないか。	
第10部会	制度改革に伴う部会のグルーピングの見直しは、今後行われる予定はあるのか?	
第10部会	非常勤監事しかいない場合、常勤監事の役割と責任と同等のレベルを期待されても現実的には難しい。	
第10部会	監事の機能と責任の強化が図られるとのことだが、法人規模が小さいため、監事補助要員がない状況にあり、体制強化は難しい。 また、処遇と責任のバランスも課題。	

第4部会 (特殊会社等グループ12法人)	成田国際空港株式会社 東京地下鉄株式会社 新関西国際空港株式会社 北海道旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 日本環境安全事業株式会社 東日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社
第5部会 (年金・共済、基金等グループ6法人)	日本私立学校振興・共済事業団 年金積立金管理運用独立行政法人 独立行政法人勤労者退職金共済機構 社会保険診療報酬支払基金 独立行政法人農業者年金基金 農林漁業団体職員共済組合
第6部会 (研究・開発等グループ19法人)	独立行政法人国民生活センター 独立行政法人情報通信研究機構 独立行政法人統計センター 独立行政法人酒類総合研究所 独立行政法人科学技術振興機構 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 独立行政法人理化学研究所 独立行政法人海洋研究開発機構 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 独立行政法人物質・材料研究機構 独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人放射線医学総合研究所 独立行政法人国立文化財機構 独立行政法人労働政策研究・研修機構 独立行政法人国立健康・栄養研究所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 独立行政法人情報処理推進機構 独立行政法人日本原子力研究開発機構 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
第7部会 (研究・開発等グループ20法人)	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 独立行政法人農業生物資源研究所 独立行政法人農業環境技術研究所 独立行政法人国際農林水産業研究センター 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 独立行政法人経済産業研究所 独立行政法人工業所有権情報・研修館 独立行政法人産業技術総合研究所 独立行政法人製品評価技術基盤機構 独立行政法人原子力安全基盤機構 独立行政法人土木研究所 独立行政法人建築研究所 独立行政法人交通安全環境研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人電子航法研究所 自動車検査独立行政法人 独立行政法人国立環境研究所

会員の異動状況

平成25年2月2日～平成26年2月1日

所属部会	法人等名	異動事由
第4部会	日本電信電話株式会社	脱会
	東日本電信電話株式会社	脱会
	西日本電信電話株式会社	脱会
第7部会	独立行政法人原子力安全基盤機構	機構の解散 *1
	*1 原子力規制庁に統合する法案が可決。平成26年2月末に解散予定。	
第10部会	独立行政法人平和祈念事業特別基金 (平成25年4月1日解散による)	脱会
	独立行政法人海上災害防止センター (平成25年10月1日の、一般財団法人化による)	脱会

平成 25 年 7 月 2 日
改正 平成 26 年 1 月 29 日

監事連絡会ワーキンググループの運営について

1 役割

昨年 12 月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）」の「監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化」において、監事の調査権限の明確化、監査報告の作成義務づけ、監査指針の見直し等が記載されている。今後、平成 27 年 4 月からの新たな独立行政法人制度への移行に向けて監事連絡会としても指針の見直し、連絡会の活性化など監事機能強化のための具体的な取組を行う必要がある。監事連絡会としての具体的な取組を効果的・効率的に行うためにワーキンググループを設置し具体的な検討を機動的に行うもの。

2 スケジュール

平成 27 年 4 月からの新制度移行を目指した改正法案の成立及び関係法令の整備に併せ、平成 26 年度中の監査指針等の改訂を行うなど監事機能の強化のための具体的取組を行う。

（今後の活動予定）

- ・これまでのワーキングでの論点整理等を踏まえ、個別論点等について現場での実務に則した検討を深める（必要に応じ、政府行革本部事務局、関係団体等に出席依頼）
- ・平成 27 年 3 月の総会において、指針改訂案等を決定

3 要検討事項（以下は現時点において想定されるものを記載）

- （1）監事機能強化のための具体的取組方策について（指針関係を除く）
 - ・研修・啓発、会計監査人・第三者機関との連携など
- （2）参考指針の改訂案について
 - ・指針の位置付けの明確化
 - ・法人類型（中期目標管理、単年度管理、研究開発）、業務類型（金融、人材育成、文化振興・普及、研修施設運営）などにおける監事監査

主要行事(2014年2月14日～2014年3月24日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
2月14日(金)	第9回理事会	理事長、研究担当理事、林木育種センター所長、森林農地整備センター所長、業務承継円滑化・適正化担当理事、両監事
17日(月)	「外来動物の根絶を目指した総合的防御手法の開発」第1回アドバイザーボード会合	研究担当理事
19日(水)	理事長・監事懇談会	理事長、両監事
20日(木)	林木ジーンバンク事業戦略検討会	林木育種センター所長
20日(木) ～21日(金)	平成25年度評価・監査中央セミナー	両監事
21日(金)	皆川農林水産事務次官講話・情報交換会	理事長、企画・総務担当理事
22日(土) ～3月2日(日)	平成25年度国際林業協力事業による海外出張 REDD事業におけるパラグアイでの成果に関するセミナー	企画・総務担当理事
25日(火)	樹木医制度審議会(第3回)	理事長
26日(水)	「世界自然遺産地域の森林生態系における気象変動の影響への適応策検討等事業」第2回検討委員会 森林再生事業化委員会(第22回)	研究担当理事 理事長
27日(木)	情報セキュリティ教育研修(第2回)	研究担当理事
3月1日(土)	公開シンポジウム	理事長
3日(月)	庁議 入所式 情報セキュリティ委員会	理事長 理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事 企画・総務担当理事
4日(火)	第3回研究所会議 環境委員会	理事長、各理事、両監事 理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、業務承継円滑化・適正化担当理事
5日(水)	研究推進評価会議 業績審査委員会 理事長打合せ(支所長等)	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長、両監事 理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長 理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長
6日(木)	JAPIC視察 林木育種調整会議	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事 林木育種センター所長
7日(金) ～9日(日)	邑智西部区域特定中山間保全整備事業完工式	理事長、森林農地整備センター所長
10日(月)	森林・木材・環境アカデミー総会 国会用務	理事長 企画・総務担当理事
11日(火)	第51回林野分科会	理事長、各理事

月 日	行 事 内 容	出 席 者
	東日本大震災三周年追悼式	理事長
	平成25年度独立行政法人、特殊法人等監事連絡会総会	滑志田監事
	林木育種品種開発説明会	林木育種センター所長
12日(水)	支出総点検プロジェクトチーム会議	企画・総務担当理事
13日(木)	緑の循環認証会議(SGEC)第2回評議委員会	企画・総務担当理事
13日(木) ~17日(月)	第61回日本生態学会大会	研究担当理事
18日(火)	育種運営会議(第6回)	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、林木育種センター所長
	情報セキュリティ教育研修(第2回)	業務承継円滑化・適正化担当理事
19日(水)	監事監査報告	理事長、両監事
	平成25年度第2回小笠原諸島世界自然遺産地域・科学委員会	研究担当理事
20日(木)	文部科学省科学技術・学術政策研究所(NISTEP)ワークショップ	理事長
	第2回外来種被害防止行動計画策定会議	研究担当理事
	林野庁国有林野部業務課長視察	林木育種センター所長
21日(金)	国際森林デーシンポジウム「森を使い、森を守る」	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事
24日(月)	(公社)国土緑化推進機構との打合せ	理事長

※森林農地整備センター所長は森林業務担当理事が、また林木育種センター所長は育種事業・森林バイオ担当理事がそれぞれ担当している。

